



内閣府（原子力防災担当）

令和3年6月

本報告書の位置付け

- 国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法の附則において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨規定されている。

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

国会事故調提言

- 提言 1：規制当局に対する国会の監視
- 提言 2：政府の危機管理体制の見直し
- 提言 3：被災住民に対する政府の対応
- 提言 4：電気事業者の監視
- 提言 5：新しい規制組織の要件
- 提言 6：原子力法規制の見直し
- 提言 7：独立調査委員会の活用

※提言 1、提言 4 の一部、提言 7 は国会に対する提言。

- この文書は、東京電力福島原子力発電所事故の発生から 10 年に当たり、平成 24 年度からこれまでに国会に提出したフォローアップ報告書の概要資料を統合したものである。

目 次

「提言 2 : 政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組	1
「提言 3 : 被災住民に対する政府の対応」を受けた取組	13
「提言 4 : 電気事業者の監視」を受けた取組	32
「提言 5 : 新しい規制組織の要件」を受けた取組	47
「提言 6 : 原子力法規制の見直し」を受けた取組	62

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

基本的な対応

- 平成 24 年 9 月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年 10 月、原子力災害時に官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成 26 年 10 月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、原子力防災体制を抜本的に強化。
- 13 地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体化等を支援。令和 2 年 3 月には、「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、その内容を確認。川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域の「緊急時対応」は原子力防災会議で了承済み。継続して計画を改善・強化。自然災害との複合災害も想定し、原子力総合防災訓練を実施。
- 平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域（PAZ（原子力施設からおおむね 5km）、UPZ（同おおむね 30km））、緊急時活動レベル（EAL）等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

提言 2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会設置法（設置法）により改正された、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法（原災法）等の関連法令に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う「原子力防災会議」を設置するとともに、原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置される「原子力災害対策本部」の体制を拡充^{*}。
※例：副本部長に、経済産業大臣の他、内閣官房長官、環境大臣や原子力規制委員会委員長を充当
- 設置法附則第 6 条第 7 項において大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ検討。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 政府の危機管理体制の在り方についての検討を進めるため、米国の連邦危機管理庁をはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を実施。今後、この調査を基に、我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討。

平成 26 年度に講じた主な措置

（政府の危機管理組織の在り方）

- 原子力規制委員会設置法附則、東日本大震災復興加速化のための第 4 次提言等における指摘を受け、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」を立ち上げ、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方について検討し、27 年 3 月 30 日に最終報告を取りまとめた。最終報告では、平時から大きな組織を設けることに

については、現段階では積極的な必要性は直ちに見出しがたいとしつつ、大規模災害等が発生した非常時に、国・地方を通じた関係機関が密接・的確に連携し、持てる力を最大限に発揮できる体制を構築することが重要であり、そのための対応方策として、

- ・ 緊急災害対策本部や現地派遣職員を交代要員も含めて、十分に確保し、研修・訓練を通じて災害発生時に機能するよう備える
- ・ 市町村に派遣される各省庁の出先機関等の職員をあらかじめ特定し、国を代表する職員とする仕組みを設け、自治体との連携を強化する
- ・ 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部を実質的に一体的に機能させるものとし、複合災害対策に備える

などの取組によって、大規模災害時に必要な人員・組織が機能する体制を構築することが重要であり、今後、上記取組の進捗状況や成果を検証しながら、組織体制の見直しも排除することなく、より良い危機管理対応体制を目指していく必要があるとした。

- 原子力災害を含む大規模複合災害への対応については、情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を図るという基本方針に基づき、緊急災害対策本部事務局及び原子力災害対策本部事務局において具体的な連携を進めている。

具体的には、複合災害（特に原子力災害）を想定し、以下の対策を講じることとしている。

- ・ 初動対応において、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催
- ・ 両本部の情報共有ネットワークの相互導入などハード整備、リエゾン相互派遣を実施
- ・ 両現地対策本部の緊密な連携による情報共有等
- ・ 実動組織の調整、被災者支援等において両本部が一元的な事務の実施
- ・ 複合災害の発生を想定した訓練を通じた関係機関間の連携の強化

（政府の原子力防災体制の強化）

- 26 年 10 月 14 日に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置。加えて、担当職員も約 50 人に増員し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化。

平成 27 年度に講じた主な措置

（政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化）

- 原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 7 項や、東日本大震災復興加速化のための第 4 次提言等を踏まえて平成 26 年 8 月に立ち上げた「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」が平成 27 年 3 月 30 日に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、

- （1）平成 27 年 7 月 7 日に防災基本計画を修正し、「複合災害対策の強化」として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同開催や情報連絡員の相互派遣等、両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。具体的には、

- ・ 両本部が相互に情報連絡要員を派遣し、システムを相互利用することなどにより、両本部の情報収集の一元化を図る
- ・ 両本部の合同会議を開催することにより、両本部の意思決定の一元化を図る

- ・ 緊急災害対策本部が避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施することや、原子力災害対策本部が緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施することなどにより、両本部の指示・調整の一元化を図ることを規定した。

(2) 平成 27 年 11 月 8 日に実施した「平成 27 年度原子力総合防災訓練」においては、地震と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。また非常災害対策本部と原子力事故対策本部の合同会議においては、県庁とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。更に、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

(原子力災害対策指針等)

- 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、UPZ 外における防護措置の実施方策や予測的手法の記載の削除等について、平成 27 年 4 月に原子力災害対策指針を改正した。
- また、原子力災害時医療の実施体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる体制へ充実・強化を図るため、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、平成 27 年 8 月に同指針を改正した。併せて、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターを指定した。
- このほか、平成 28 年 3 月 29 日、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始した。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 11 月 13, 14 日に、北海道電力泊発電所を対象として、地震・津波と原子力発電所事故の複合災害を想定した平成 28 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施するなど、両本部間の連携の検証等を行った。
- 原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成 27 年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12 月 7 日に改訂を行った。

(原子力災害対策指針等)

- 実用発電用原子炉の緊急時活動レベル (EAL) の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定についての考え方 (骨子) を原子力規制委員会 (平成 29 年 3 月 8 日) で取りまとめた。
- 原子力災害時医療の実施体制の充実・強化のため、高度被ばく医療支援センターの 5 施設との緊密な連携を図るなどのネットワーク構築の推進や、教育・研修環境の整備・充実を図った。
- 医療対応に係るマニュアルについては、安定ヨウ素剤の配布・服用や避難退域時検査・簡易除染に係るものについて改正を行うとともに、新たに原子力災害医療派遣チームの運用について具体化するため、「原子力災害医療チーム派遣活動要領」を平成 29 年 3 月 29 日に策定した。

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 9 月 3, 4 日に九州電力玄海原子力発電所を対象に、地震、波浪及び原子力災害の複合災害を想定した平成 29 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議※を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。
※突発的に実施された北朝鮮の核実験への対処を優先するため、官邸で実施する訓練は場所等を変更
- 原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルを、7 月 5 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、12 月 26 日に改訂した。

(原子力災害対策指針等)

- 平成 29 年 3 月の核燃料施設に係る指針改正に伴い、原子力事業者防災業務計画の作成等に際し協議が必要となる関係周辺都道府県知事の要件に関し、原災法施行令を改正して 7 月 7 日に施行するとともに、対象都道府県を指定する告示を制定した。
- 実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル（EAL）の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定について、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を踏まえて 7 月 5 日に原子力災害対策指針と関係規制等を改正し、10 月 30 日に施行した。
- 原子力災害時の医療体制の整備については、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて関係医療機関の医療従事者と意見交換を行うとともに、11 月に原子力規制委員会委員による弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学の視察並びに関係者との意見交換を実施した。支援センターの事務局長による会議等を踏まえ、「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しを検討している。

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 8 月 25, 26 日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した平成 30 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。
- 7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルを、平成 31 年 3 月 29 日に改訂した。
- 万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めている。

(原子力災害対策指針等)

- 第 36 回原子力規制委員会（平成 30 年 10 月 17 日）において、原子力災害発生初期における防護戦略を策定するための「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」を取りまとめた。
- 原子力災害時の医療体制の整備については、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に関する指定施設の現状確認、関係者との意見交換、支援センターの事務局長による会議等を踏まえ、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正し、原子力規制委員会は、新たに「基幹高度被ばく医療支援センター」として量子科学技術研究開発機構を指定した。

- 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」のガイドラインについては、平成 30 年度に計 3 回の「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合を開催し、改訂に向けた検討を行った。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 11 月 8 日～10 日に、島根原子力発電所を対象に、原子力総合防災訓練としては初めて 3 日間に渡り令和元年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。
- 原子力災害対応体制の充実のため、原子力災害対策本部の要員の 2 交代制を導入した。
- 令和 2 年 3 月 30 日に、国際原子力機関 (IAEA) の総合規制評価サービス (IRRS) の指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。原子力災害時の医療体制の整備については、4 月に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた 4 大学と緊密に連携を図るとともに、原子力災害医療関係機関のネットワークの構築を進めた。

(原子力災害対策指針等)

- 7 月 3 日に原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、安定ヨウ素剤の適切な服用のタイミング及び服用を優先すべき者への配慮に関する内容や、薬剤師会会員が所属する薬局等での配布を可能とすることなどを示した。
- 平成 30 年度に実施した原子力事業者防災訓練の結果見出された事項など、複数の課題を整理した上で、原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル (EAL) を見直すこととし、令和元年度第 61 回原子力規制委員会 (令和 2 年 2 月 5 日) において、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正を決定した。

令和 2 年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下における防護措置)

- 感染症流行下における防護措置について令和 2 年 6 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、令和 2 年 11 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出した。

(地域防災計画・避難計画の策定支援等)

- 令和 2 年 6 月及び令和 3 年 1 月に開催した原子力防災会議において、それぞれ「女川地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを了承した。また、地域の緊急時対応への感染症対策を順次反映している。(泊地域、女川地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域及び伊方地域は反映済み。)

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力災害対策指針を策定し、緊急時に状況に応じて国、地方公共団体がそれぞれ採るべきモニタリング、防護措置等を示したほか、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえてオフサイト対応に関する措置を強化※。
※例：即時避難を実施するための PAZ（おおむね 5 km を目安）、状況に応じて避難等を実施するための UPZ（おおむね 30km を目安）などを設定
- 原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成 25 年 4 月末時点で、対象となる地方公共団体のうちの約 4 分の 3 が策定を終えており、引き続き地方公共団体の取組を支援していく。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 原子力災害対策指針を 25 年 2 月、6 月、9 月に改定し、①避難を含めた防護措置の判断基準（EAL（Emergency Action Level）・OIL（Operational Intervention Level））、②安定ヨウ素剤の配付・服用方法、緊急時モニタリングの詳細、③新規基準を踏まえた EAL を規定。また、安定ヨウ素剤の配付・服用、緊急時モニタリングについて解説を公表。
- 避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応していくという観点から、25 年 9 月 3 日の原子力防災会議で「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13 地域※ごとにワーキングチームを設置。また、地域防災計画作成マニュアルの改定や防災資機材整備に対する財政的支援を実施。
※泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内
- この結果、26 年 3 月末現在で、地域防災計画は、対象となる 21 道府県の全てと 135 市町村のうち 123 市町村において策定済み。また、避難計画については、71 市町村が計画を策定済みであり、特に、泊、福井、島根、伊方、玄海、川内の 6 地域はほぼ策定済み。避難計画が未策定の自治体については、避難経路としてどのルートを使うのか、どのような単位でどこへ避難していただくのか等について調整に時間を要しているが、暫定的な計画や広域避難指針の策定などの取組も進展。引き続き、関係省庁を挙げて、関係自治体の地域防災計画・避難計画の策定・充実化に対応していく。
- 原子力災害対策特別措置法に基づき、九州電力（株）川内原子力発電所を対象に、国、地方自治体、事業者の合同での原子力総合防災訓練※を実施。
※実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを進展させ、実時間での状況判断等を訓練
- 防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を生かし、必要に応じて原子力災害対策マニュアル等を修正・改定するとともに、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図る。

平成 26 年度に講じた主な措置

（地域防災計画・避難計画の策定支援）

- 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、原発所在地域ごとにワーキングチームを設置し、関係省庁が関係自治体と一体となって地域の防災体制の充実・強化に取り組んでいる。

- 地域防災計画（原子力災害対策編）は、対象 21 道府県全てにおいて策定済み、135 市町村のうち 127 市町村において策定済み。避難計画は、86 市町村において策定済み。（27 年 3 月末現在）
- 鹿児島県川内地域の緊急時の対応については、26 年 9 月、関係省庁、鹿児島県及び関係市町が出席したワーキングチームにおいて確認、確認結果を原子力防災会議に報告し了承。今後、他の地域の緊急時対応についても、順次、同様の確認を行う。
- また、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」と変更するとともに、同協議会の役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等（Plan）に加え、効果的な防災訓練の実施（Do）、訓練結果からの反省点の抽出（Check）、更なる計画等の改善（Action）を追加し、各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を実現する PDCA サイクルを新たに導入。さらに、27 年 3 月の中央防災会議（持ち回り開催）において、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画を修正し、これらの取組を同計画に明確に位置付けた。

（原子力災害対策指針）

- 原子力災害対策指針については、26 年 10 月以降、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、原子力災害対策指針に挙げられた検討課題について、科学的・専門的な検討を進めてきた。検討結果を踏まえ、27 年 3 月 5 日から 27 年 4 月 5 日までパブリックコメントを実施し、27 年 4 月 22 日に同指針を改定した。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

- 原子力災害対策指針に基づく、実効性のある緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定するなど、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図った。
- また、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、福井県・大飯高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に設置した。
- このほか、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 27 年度からの試験運用に向けた準備を行っている。

平成 27 年度に講じた主な措置

（地域防災計画・避難計画の策定支援）

- 平成 27 年 3 月、地方公共団体における地域防災計画・避難計画の策定を支援するため、原子力発電所が立地する 13 地域ごとに設置しているワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。政府としては、この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、同協議会で地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援するとともに、具体化・充実化が図られた地域については「緊急時対応」を取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認することとした。
- 地域原子力防災協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの反省点の抽出、④更なる計画等の改善を柱とする PDCA サイクルの導入を行った。また、政府として、これらの仕組みを明確にするため、同年 3 月に防災基本計画を改正した。

- 地域防災計画は、対象となる 21 道府県全てにおいて策定済みであり、135 市町村のうち 130 市町村において策定済みである。また、避難計画については、99 市町村について策定済みである。（平成 28 年 3 月末現在）
- これまでに原子力防災会議において、平成 26 年 9 月に川内地域、平成 27 年 10 月に伊方地域、同年 12 月に高浜地域のそれぞれについて地域防災計画・避難計画を含む緊急時対応が具体的かつ合理的であることが了承された。今後、その他の地域についても、順次、同様の取組を行うこととしている。
- 平成 27 年 11 月、緊急時対応を取りまとめた伊方地域について、四国電力伊方発電所を対象として自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した原子力総合防災訓練を行った。同訓練においては、①迅速な初動体制の確立、②中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定、③全面緊急事態を受けた実動訓練を実施した。また本訓練を通じて、各拠点間の情報共有にかかるシステムの充実等を課題として抽出した。現在、各拠点間の危機管理時における情報共有のシステムの整備等改善のための取り組みを開始したところ。
- 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、平成 28 年度当初予算及び平成 27 年度補正予算を措置し、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行っている。特に、重要性が高い要配慮者等の屋内退避施設への放射線防護対策の実施や、平成 27 年 8 月の原子力災害対策指針の改正に沿った原子力災害医療体制の整備に重点を置いて支援を行っている。また、平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015 について」においては、「避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。」としている。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

- 原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成 27 年 7 月に、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。
- 緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 27 年 6 月から運用を開始した。

平成 28 年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

（地域防災計画・避難計画の策定支援）

- 9 月 2 日に泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」が、11 月 22 日に玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承された。7 月 14 日には、平成 27 年度の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。
- 平成 28 年度原子力総合防災訓練は、「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震・津波災害と原子力災害との複合災害を想定し、事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。また、冬季の厳しい暴風雪の発生を想定し、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を平成 29 年 2 月 4 日に実施した。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。」とした。これを踏

まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。第2次補正予算では、放射線防護対策施設に対する支援や避難経路の状況等の調査研究を行っている。また、平成29年度当初予算では、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等の支援などを行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 放射性ヨウ素のモニタリング体制の具体化等を図るため、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を9月26日に改正し、公表した。
- このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成28年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において、運用の向上を図った。

平成29年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

- 10月25日に福井地域原子力防災協議会において「大飯地域の緊急時対応」を確認し、原子力防災会議で確認結果を了承した。また、同協議会で「高浜地域の緊急時対応」を改定した。12月21日には、泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」を改定し、平成30年3月26日には、川内地域原子力防災協議会において「川内地域の緊急時対応」を改定した。
- 平成30年3月20日に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定し、道府県に周知した。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成29年度補正予算における事業として、放射線防護事業や避難経路の充実・強化を図るための調査研究を行っている。平成30年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 4月に宮城地方、大阪地方及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。7月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。
- このほか、各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

- 平成31年1月9日に、玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」を改定した。同年2月12日には、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、「原子力災害については、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。平成 30 年度第 2 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行っている。令和元年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

- 各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。
- 平成 30 年北海道胆振東部地震による停電等により原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストに一部不具合が発生したことを踏まえ、道府県の所有するモニタリングポストについて、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を、令和 2 年度までを目途に実施することとした。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

（地域防災計画・避難計画の策定支援等）

- 令和 2 年 3 月 25 日に、女川地域原子力防災協議会において「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、その内容を確認した。
- UPZにおいて、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される住民等に対する地方自治体の判断による安定ヨウ素剤の事前配布の取組等を推進することとした。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては、「原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。令和元年度第 1 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。令和 2 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（住民の段階的な防護措置や長期化対応に係る訓練・研修の強化）

- 北海道との共催により、雪害が発生する中で北海道電力泊原子力発電所の事故を想定した、ブラインド訓練を実施した。
- 原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施した。
- 万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めているとともに、12月に長期化対応の研修を、令和 2 年 2 月に訓練を実施した。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

- 各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。

令和２年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

（原子力防災に関する訓練・研修）

- 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、要員を半数以下にする等の措置を行った上での訓練の実施や、遠隔開催や人数を抑えた上で研修を実施した。

（原子力災害対策指針等）

- 特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えた EAL の見直しを含めた原子力災害対策指針の改正や、令和元年度に実施した原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改訂した。

提言2 3) 事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

平成24年度に講じた主な措置

- 原災法の改正により原子力災害対策本部における役割分担が明確化[※]。
※例：＜オンサイト＞技術的、専門的知見に基づいて原子力規制委員会が対応
＜オフサイト＞本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係行政機関等が対応
- 原災法対象事業者は原子力事業者防災業務計画をその見直しの期限である平成25年3月18日までに修正しており、今後も、様々な防災訓練等を通じて、事故対応体制を見直し、不断に防災体制の強化を図っていくことが必要。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

基本的な対応

- 国は平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出し、福島県はこの基金を活用して、県民健康調査や内部被ばく線量の検査等を実施。環境省は、福島県が行う取組を支援するとともに、疾病罹患動向の把握、地域ニーズに合ったリスクコミュニケーション事業等を実施。「総合モニタリング計画」に沿ってモニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を公表。
- 除染特別地域は環境省等が、汚染状況重点調査地域は市町村が中心となって除染を実施。帰還困難区域を除き、平成 30 年 3 月には全ての面的除染が完了。
- 中間貯蔵施設については、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）に沿って事業を実施。
- 令和 2 年 3 月までに全ての避難指示解除区域及び居住制限区域の避難指示を解除。避難指示解除後は、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。
- 原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。
- 「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

提言 3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 福島県民の中長期的な健康管理：平成 23 年度第二次補正予算により福島県が創設した福島県民健康管理基金※に交付金を拠出し全面的に県を支援。

※使用例：県民健康管理調査（対象：全県民対象）、個人線量計の貸与（対象：子ども、妊婦）

平成 25 年度に講じた主な措置

（健康管理関係）

- 25 年度補正予算において、福島県の避難指示区域外の方を中心に個人線量計を配布することにより個人の被ばく線量を把握することを通じて、放射線に関する正しい知識の普及を図るための交付金（3.5 億円）を福島県に交付。26 年度予算により、避難指示区域の解除に伴い帰還する方々及び福島県外の汚染状況重点調査地域の方々を対象に個人線量計を配布し、個人の外部被ばく線量を正確に把握するための事業を開始予定。

（帰還に向けた安全・安心対策）

- 25 年 11 月 20 日に原子力規制委員会において、帰還後の住民の被ばく線量の評価は個人線量を基本とすることなど「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を取りまとめ。関係省庁において安全・安心対策の具体化を図り、12 月 20 日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定。

平成 26 年度に講じた主な措置

(健康管理)

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（782 億円）を拠出するなど、全面的に福島県を支援している。福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時におおむね 18 歳以下であった子ども（約 37 万人）を対象とした甲状腺検査等を実施している。この甲状腺検査については、平成 25 年度末までに 1 巡目の検査を終了し、平成 26 年度より 2 巡目の検査を実施している。県民健康調査の甲状腺検査は、福島県外に避難された方等が受診できるよう、福島県内のほか、福島県立医科大学が協定を締結した県外の医療機関でも実施している（県外検査実施機関 一次検査：101 医療機関 二次検査※：29 医療機関（平成 27 年 12 月末現在））。このほか、福島県は、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査等を実施しており、ホールボディ・カウンタによる検査結果について、99.9%以上が預託実効線量 1 mSv 未満となっている。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

※二次検査：一次検査（超音波検査）の結果を踏まえて行われる詳細な検査

- 県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援について、平成 27 年度予算に計上。
- 環境省は「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、福島近隣県を含め、国として原発事故による放射線の影響を踏まえた健康管理の現状と課題を把握し、その在り方を医学的な見地から専門的に検討。同専門家会議において 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表。27 年 2 月 27 日に、中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性を公表。当面の施策の方向性では、

（１）事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・ 調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

（２）福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

- ・ 全国がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
- ・ がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に対応

（３）福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- ・ 県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援

（４）リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・ 地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施

としており、今後、当面の施策の方向性を踏まえ、必要な施策を着実に実施することとしている。

平成 27 年度に講じた主な措置

(健康管理・健康不安への対応)

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（782 億円）を拠出するなど、全面的に福島県を支援している。福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量

を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時におおむね 18 歳以下であった子ども（約 37 万人）を対象とした甲状腺検査等を実施している。この甲状腺検査については、平成 25 年度末までに 1 巡目の検査を終了し、平成 26 年度より 2 巡目の検査を実施している。県民健康調査の甲状腺検査は、福島県外に避難された方等が受診できるよう、福島県内のほか、福島県立医科大学が協定を締結した県外の医療機関でも実施している（県外検査実施機関 一次検査：101 医療機関 二次検査※：29 医療機関（平成 27 年 12 月末現在））。このほか、福島県は、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査等を実施しており、ホールボディ・カウンタによる検査結果について、99.9%以上が預託実効線量 1 mSv 未満となっている。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

※二次検査：一次検査（超音波検査）の結果を踏まえて行われる詳細な検査

- 県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援について、平成 27 年度予算に計上した。福島県はこれを踏まえて平成 27 年 7 月より「甲状腺検査サポート事業」を実施している。
- 環境省が設置した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」において、平成 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表。同中間取りまとめにおいては、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる」とされている。環境省は、平成 27 年 2 月 27 日に、中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性を公表。具体的には、以下の 4 つの施策に取り組んでいるところ。
 - （１）事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - ・ 調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - （２）福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握
 - ・ がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
 - ・ がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に対応
 - （３）福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実
 - ・ 県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援
 - （４）リスクコミュニケーション事業の継続・充実
 - ・ 地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施
- 国は、今後もこうした取組を推進するとともに、県民健康調査が長期的に行われるよう引き続き必要な支援に努め、その進捗を注視していくこととしている。
- 相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）をいわき市に整備し、運営を開始した。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、「相談員制度の運用に関する実務者会合」を平成 27 年 2 月 20 日に第 1 回、同年 8 月 26 日に第 2 回を開催した。

平成 28 年度に講じた主な措置
(健康管理・健康不安への対応)

(関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

- 自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、飯舘村などの相談対応ニーズの高まっている地域において、他の市町村での運用例を紹介するなど新たに相談員の育成及び配置等を行うための支援を実施。
- 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター（いわき市）において、当該地域の放射線相談員のほか、平成 28 年度から、新たに生活支援相談員なども対象に、相談員等の幅広い要望に応じて相談対応、専門家の派遣、研修会の開催等を実施している。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の 2017 年白書で、「2013 年報告書（「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」との評価）における福島第一原発事故による放射線被ばくの健康影響に関する知見は引き続き有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響をほとんど受けてないとの結論に達した」とされた。
- 相談員間の連携強化、相談対応の好事例、失敗事例等の共有を図るため、相談員等実務者会合及び相談員合同ワークショップを開催した。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 7 月 5 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。同タスクフォースにおいて、復興大臣より平成 30 年度の取組の早期かつ着実な実施等を指示した。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 4 月 12 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を 5 月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。

令和 2 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 福島県における放射線の状況や健康影響など、海外の方が抱く疑問や不安について、正確に分かりやすく発信するポータルサイト「Fukushima Updates」を令和 3 年 3 月 4 日に開設した

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

平成24年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 総合モニタリング計画に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。結果は定期的に公表中。

(放射性物質の汚染拡大防止)

- 汚染水問題は早急に対応しなければならない課題であり、今般の汚染水漏えい事故に対する当面の対応や汚染水問題全体を根本的に解決する中長期的な対応を検討するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」（議長：経済産業大臣）の下に「汚染水処理対策委員会※」を平成25年4月に新たに設置。

※検討の進め方：①地下水の流入抑制対策や、②トリチウム処理対策などについて、検討を進めているところ、平成25年5月30日に、「地下水の流入抑制のための対策」を取りまとめた。

平成25年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 総合モニタリング計画（26年4月に改訂）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。その結果は毎週原子力規制委員会等のウェブページに公表。

平成26年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 昨年度に引き続き、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（26年4月改定）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。その結果について解析を実施し、その結果を毎週、原子力規制委員会のホームページに公表。

平成27年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

(放射線モニタリング)

- 昨年度に引き続き、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成27年4月改定）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施し、解析結果を毎週、原子力規制委員会のホームページに公表している。

平成28年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

(放射線モニタリング)

- 平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、11月18日に結果を公表した。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 17 日）において帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングの結果を報告し、公表した。
- 原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において、福島県内のモニタリング結果等を整理し、福島県及び県内市町村の意見を踏まえた上で、リアルタイム線量測定システムの配置について以下のとおり見直しを行うこととした。
 - ①避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去する。
 - ②各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。
 - ③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村内の施設への移設等に活用する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、結果を公表した。
- 平成 29 年度第 74 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において決定した「リアルタイム線量測定システムの配置の見直し」に関する住民説明会を 15 市町村で実施した。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。
- 令和元年度第 10 回原子力規制委員会（令和元年 5 月 29 日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示が出されたことのない市町村に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

提言 3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

平成 24 年度に講じた主な措置

(除染)

- 国直轄除染を行う除染特別地域においては、特別地域内除染実施計画を順次策定し、本格的な作業を開始。除染実施区域においては、市町村において除染実施計画を順次策定し、除染等の措置を実施中。さらに、除染を加速化させるため、福島環境再生事務所への権限委譲や、適正な除染推進のための取組などを実施中。今後、除染等の推進に伴い発生する除去土壌等の仮置場の確保や安全な処理に向けた方策が必要であり、そのための措置を推進することとしている。

(区域見直し)

- これまでの避難指示区域について、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、線量に応じた 3 つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編中。現在、10 市町村※において区域見直しを決定したところ。残り 1 町※については、引き続き見直しに向けて調整中。

※決定済：川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楡葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町、双葉町
調整中：川俣町

平成 25 年度に講じた主な措置

(避難指示区域)

- 25 年 8 月 8 日までに 11 市町村すべてで避難指示区域を三つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編（25 年 4 月 1 日浪江町、25 年 5 月 7 日双葉町、25 年 8 月 8 日川俣町）。加えて、田村市については、26 年 4 月 1 日に避難指示区域を解除。（26 年 3 月 10 日原災本部決定）

(除染)

- 国直轄除染を行う除染特別地域においては、同地域が設定された 11 市町村のうち、10 市町村で除染実施計画を策定。田村市、川内村、楡葉町、大熊町及び常磐道で計画※に基づく除染がすでに終了。南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町は除染計画を見直し済であり、今後、復興の動きと連携して除染を実施。

※現在の特別地域内除染実施計画では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心とした地域を対象としている。

(中間貯蔵)

- 25 年 12 月、環境・復興両大臣から福島県知事・関係 4 町長（楡葉町、双葉町、大熊町、富岡町）に中間貯蔵施設計画案等を提示し、受け入れを要請。26 年 2 月に知事から、施設計画案の見直しの申入れを受け、3 月に国から計画面積を変えることなく、中間貯蔵施設を双葉町及び大熊町に集約するなどの回答を行った。

（復興支援）

- 25 年 12 月 20 日には「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定。賠償に関しては、26 年 3 月、東京電力から、一括の精神的損害賠償を 4 月から受付開始すること等が発表された。また、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設や生活環境の整備等に関する内容を定めた「避難解除等区域復興再生計画」について、避難指示区域の見直し等を踏まえ、改定に向けた作業を実施中。あわせて、25 年 10 月 11 日に子ども被災者支援法に基づく基本方針を閣議決定し、施策を実施中。

平成 26 年度に講じた主な措置

（避難指示の解除）

- 田村市と川内村において、市村役場との対話や住民との意見交換会で出された要請等を踏まえ、様々な復興対策を行い、避難指示区域の解除の要件が満たされたことから、26 年 4 月 1 日に田村市で、同年 10 月 1 日に川内村で避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施。
- また南相馬市における特定避難勧奨地点について、解除の要件が満たされたことから、同年 12 月 28 日に解除を実施。

（除染）

- 国直轄除染： 国が除染を実施する除染特別地域については、11 市町村全てにおいて除染実施計画を策定。26 年度までに、田村市、檜葉町、川内村及び大熊町の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分並びに常磐自動車道については、計画に基づく除染が終了し、飯舘村の宅地部分でもおおむね終了。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしており、その旨の説明を地元にも行っている。残りの市町村についても、復興の動きと連携しながら、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し、しっかりと事業を実施していく。
- 市町村除染： 汚染状況重点調査地域（8 県 99 市町村）においては、市町村において除染実施計画を策定し除染等の措置を実施しており（8 県 94 市町村で計画策定済み）、国は、財政的措置はもとより、技術的支援も行っているところ。
- 除染の加速化や除染で生じる除去土壌等の減容等の推進のために、技術実証事業の公募を実施しており、新技術について効果の評価を行っている。26 年度は、除去土壌等の減容化関連等合計 10 件を対象にして技術実証・評価を実施しており、これまでも有効と認められた新技術については、実際の除染現場で活用されている。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設の整備については、26 年 5 月から 6 月に実施した住民説明会の意見等を踏まえ、7 月から 8 月にかけて、福島県並びに大熊町及び双葉町に財政措置を含む国の考え方の全体像を提示。これを受けて、9 月に県知事より施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達された。その際、搬入には 5 項目※の確認を求められた。9 月から 10 月にかけて、地権者を対象に説明会を合計 12 回開催。

※5 項目の確認事項

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 県外最終処分の方案の成立 | 4. 施設及び輸送に関する安全性 |
| 2. 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度 | 5. 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意 |
| 3. 国による搬入ルートの維持管理等及び周辺対策の明確化 | |

- これら5項目の確認事項については、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の法制化等を規定する日本環境安全事業株式会社(JESCO)法の一部改正法が26年11月に成立し、12月に施行された。また、関係自治体等から構成される輸送連絡調整会議における意見を踏まえ、11月に輸送基本計画を取りまとめ、同計画に基づき作成された輸送実施計画を27年1月に取りまとめ公表。また、新規かつ追加的な財政措置については、中間貯蔵施設等に係る交付金等を計上した26年度補正予算案が2月に成立した。
- 26年12月に大熊町が、27年1月に双葉町が施設の建設受入れを容認。そして、2月に福島県に対し、搬入に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明し、搬入について速やかな判断を頂けるようお願いした。同年2月25日には、福島県並びに大熊及び双葉両町から搬入の受入れが国に伝達され、福島県、大熊町、双葉町及び環境省の間で安全協定を締結。同時に、両町から搬入開始を同年3月12日以降にすること等について申入れがあり、この申入れを重く受け止め、同年3月13日から搬入を開始すること等を公表。
- その後、3月13日には大熊町、3月25日には双葉町、4月10日には田村市の仮置場から、それぞれパイロット輸送による搬入を開始。今後の課題としては、地権者へのより一層丁寧な説明など用地取得に向けた取組、施設の着実な整備、安全かつ確実な輸送の実現と生活環境の保全などの周辺対策、最終処分に向けた必要な措置の着実な実施等が挙げられる。

(復興支援)

- 26年6月20日に避難指示区域の見直し等を踏まえて「避難解除等区域復興再生計画」を改定。本計画は、「福島復興再生基本方針」に則して、避難解除等区域の復興・再生を推進するため、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を規定。復興・再生のための取組を示すこと等を通じ、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供することとしている。
- また、昨年度に引き続き、子ども被災者支援法に基づく基本方針に定められた被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民への支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中。
- 相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）をいわき市に整備し、運営を開始。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、27年2月20日に「相談員制度の運用に関する実務者会合」を開催。

(賠償)

- 賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力(株)が賠償を実施している。26年度においては、中間指針第四次追補（25年12月26日決定）に基づき、26年4月14日より移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償、7月23日より住居確保に係る損害賠償の受付を開始している。また、同年9月18日より宅地・田畑以外の土地及び立木の賠償、27年2月25日に、個別評価による家財賠償等の受付を開始。現在、27年3月以降の営業損害賠償について、地元関係者からの御意見を踏まえ、検討中。

平成27年度に講じた主な措置

(避難指示区域の見直し)

- 檜葉町において、町との意見交換や住民との対話で出された意見等を踏まえ、様々な復興対策を行い、平成 27 年 9 月 5 日に避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施した。
- 帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

(除染)

- 国直轄除染： 国が除染を実施する除染特別地域については、11 市町村全てにおいて除染実施計画を策定。平成 28 年 3 月末時点で、田村市、大熊町、檜葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町について、同計画に基づく面的除染が完了。その後、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行っており、地元にもその内容を説明している。残りの市町村についても、復興の動きと連携しながら、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し、事業を実施しているところ。
- 市町村除染： 市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域については、8 県 93 市町村において、除染実施計画に基づき、作業が進められており、国は、財政的措置はもとより、技術的支援も行っているところ。
- 国直轄除染、市町村除染ともに除染実施計画に基づく面的除染を平成 29 年 3 月までに完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組んでいく。
- 除染を含めた帰還困難区域の今後の取扱いについては、前述のとおり、政府全体の方針として、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていくこととしている。ただし、復旧・復興のために特に必要性の高い広域的インフラや復興拠点については、個別に除染を実施している。
- 森林については、平成 28 年 3 月に、除染に加え、森林整備等の関係省庁の取組により、住居周辺の里山の再生や、奥山等の林業の再生を進める「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた。

(中間貯蔵)

- 福島県内の除染に伴い生じた土壌等の中間貯蔵施設については、用地取得の加速化が重要な課題であることから、平成 27 年 11 月に、「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめ、現在の作業状況と補償額の提示の見通しを地権者へお知らせしたほか、補償額の算定作業のスピードアップ、連絡先不明の地権者への新聞広告を通じた働きかけや職員の増員などの体制の強化を行った。
- 中間貯蔵施設への除染土壌等の搬入については、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、平成 27 年 3 月からパイロット輸送を実施し、平成 28 年 3 月にはその検証結果を反映した輸送実施計画を策定した。今後、さらなる道路交通対策の適切な実施や、輸送管理等を行うための総合管理システムの改善・拡張等の具体的な改善策を、段階的な輸送量の増加に応じて、継続的に講じ、安全かつ確実な輸送を実施していくこととしている。
- 今後、平成 28 年 2 月に公表した「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、①平成 28 年度から本格施設の整備に着手し、用地取得を加速化して施設を順次、拡張・展開していくこと、②平成 28 年度から段階的に輸送量を増加していくこととしている。
- さらに、同年 3 月には、中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」を公表したところ。この見通しでは、用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、平成 32 年度までに、650～1,150ha 程度の用地を確保し、500 万～1,250 万³m 程度の除染土壌等を搬入できる見通しとしており、この見通しに沿って取組を進めることによって、少なくとも、学校や住宅などで現場保管されている除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指し、さらに、用地取得

等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すこととしている。

- 中間貯蔵施設に搬入される除染土壌等の処理については、平成 27 年 7 月から、有識者からなる「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」において検討を進め、この検討会の検討結果を受け、平成 28 年 4 月、技術開発・実証、再生利用の推進等を内容とする「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめた。これに基づき必要な措置の着実な実施等を行っていく。

(復興支援)

- 平成 27 年 5 月 7 日に施行された改正福島復興再生特別措置法により、用地買収方式により新市街地を整備する一団地の復興再生拠点整備制度の創設等、帰還を希望する住民の円滑な帰還に資する措置が講じられた。
- 平成 27 年 8 月 24 日、被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設した。官民合同チームは、避難指示の対象である 12 市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。当該訪問結果を踏まえ、官民合同チームの専門家による相談体制の強化、中小事業者への設備投資等の支援を図るため、平成 27 年度補正予算で 228 億円を計上するとともに、人材確保のためのマッチングなどについて平成 28 年度予算で 13 億円を計上した。
- 福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「イノベーション・コースト構想」を推進している。平成 27 年 6 月には、それまでの議論を整理し、各プロジェクトの概要及び目標スケジュール、構想実現に向けた考え方を取りまとめた。これに沿って、平成 27 年 10 月には、廃炉措置に必要な技術を実証する「櫛葉遠隔技術開発センター」の開所式を開催するなど、構想の具体化は着実に進んでいる。また、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドや、ロボット技術等の共同利用施設の整備等、イノベーション・コースト構想の重点分野を対象とした地域振興に資する実用化開発等を支援するため、平成 28 年度予算として計 145 億円を計上した。
- イノベーション・コースト構想における新エネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進するため、平成 28 年 3 月に官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を開催し、構想の具体化・実現に向けた検討に着手した。
- 平成 27 年 8 月 25 日、子ども被災者支援法に基づく基本方針の変更を行い、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにした。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

(賠償)

- 賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 28 年 3 月 25 日現在で、約 5 兆 9,722 億円の支払いが行われている。平成 27 年 6 月の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を踏まえ、東京電力は、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、早期に避難指示が解除された場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要となる点を踏まえ、解除の時期にかかわらず、事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）に避難指示が解除される場合と同等の支払を行うこととし、同年 8 月より追加賠償の受付を開始した。また、東京電力は、避

難指示区域内外の商工業等に係る新たな営業損害賠償についても、上記改訂を踏まえ、同年8月より受付を開始した。

- 平成26年7月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会（平成28年1月28日開催）において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、東京電力は、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行った。

平成28年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（除染）

- 除染特別地域に指定されている福島県内の全11市町村では環境省が除染作業を実施し、平成29年3月末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域でも、住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。
- 帰還困難区域については、後述する改正後の福島特措法に基づき、特定復興拠点区域における除染・解体とインフラ整備等とを一体的に進めることとしている。
- 森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成28年9月と12月に計10地区をモデル地区として選定した。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得を平成28年度から110人体制で進め、地権者へ丁寧の説明している。平成28年度末までに774件、約376haの契約に至るなど、着実に進捗している。また、11月15日には受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手した。
- 除去土壌等を15万 m^3 程度輸送することを目標に中間貯蔵施設への搬入を行った。大熊町及び双葉町の協力を得て、県内の学校等に保管されている除去土壌等について両町の町有地を活用した保管場へ輸送を進める等、同年度末までに累計で約23万 m^3 の除去土壌等を搬入した。
- 12月9日に、平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針として、①平成29年度は約50万 m^3 程度の除去土壌等を輸送し、学校等に保管されているものは優先的に輸送する、②地権者への丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組む、③平成29年秋頃を目処に土壌貯蔵施設での貯蔵を開始し平成30年度の輸送量に対応する施設を着工する等を公表した。

（避難指示区域の見直し）

- 6月12日に葛尾村、6月14日に川内村の残り全て、7月12日に南相馬市、平成29年3月31日に飯舘村、川俣町、浪江町、同年4月1日に富岡町の避難指示を解除した。
- 8月31日に復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合で「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興拠点）の整備等について基本的な考え方を示した。
- 上記の考え方を具体化するため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）において、特定復興拠点の整備計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点にお

いても活用可能にする等の方針を示し、必要な措置を盛り込んだ福島特措法改正法案を国会に提出した。加えて、平成 29 年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じることとした。

(賠償)

- 東京電力が原子力損害賠償を実施、平成 29 年 3 月 24 日時点で、約 7 兆 0,107 億円を支払った。
- 東京電力は、平成 29 年 1 月以降の農林業賠償に係る取扱いについて、損害がある限り賠償するという方針の下、①避難指示区域内は年間逸失利益の 3 倍相当額を賠償し、その後も事故との相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業者の意見も踏まえた方式で適切に賠償する旨、②避難指示区域外は 1 年間を目途に現行の風評賠償を継続し、平成 30 年以降の具体的な在り方について、農林業者の意見も踏まえた上で、平成 29 年末までに確定させ、平成 30 年から適用する旨を決定した。
- 東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会（平成 29 年 1 月 31 日開催）で住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、賠償上限金額の見直しを行った。

(復興支援)

- 官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村のまち機能の強化に向けた新規創業等を支援するため、第 2 次補正予算で「原子力災害被災地域における創業等支援事業」に 1.5 億円を計上するとともに、被災事業者の自立等支援事業を継続するため、平成 29 年度予算でも 54 億円を計上した。
- 福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「福島イノベーション・コースト構想」を推進し、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）、国際産学連携等の各拠点の整備を進めている。環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化も着実に進んでいる。
- ロボット分野では、4 月 20 日に、福島県が、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドを南相馬市及び浪江町に整備することを決定した。その整備に向けて、有識者等によるタスクフォースを 3 回開催し、仕様等の詳細検討や基本設計を進めるとともに、認知度向上に資するイベント開催に対する支援を行っている。
- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野を対象として、地元企業と進出企業の連携による実用化開発を支援するための予算等と合わせて、平成 29 年度における同構想関係予算として計 101 億円を計上した。併せて、ロボットやエネルギー等の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。
- 同構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を 9 月 7 日に決定し、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するため、平成 29 年度予算において計 527 億円を計上した。
- 帰還困難区域における特定復興拠点区域の整備等に必要な措置や官民合同チームの体制強化のため公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣を可能にするなどの措置を福島特措法改正法案に盛り込むとともに、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、同法案に同構想に係る取組も位置づけた。

(除染)

- 市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成 30 年 3 月 19 日に、全ての市町村で面的除染が完了した。
- 森林については、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年 9 月と 12 月に計 10 地区、平成 30 年 3 月に 4 地区をモデル地区として選定した。
- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備（後述）については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、既に一部の工事に着手するなど、当該計画に沿って家屋等の解体・除染を進めている。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 29 年度末までに、1,419 件、約 874ha の契約に至るなど着実に進捗してきている。6 月に除去土壌等の分別処理を開始し、10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。平成 29 年度は約 50 万 m³程度の輸送を目標として中間貯蔵施設への除去土壌等搬入を行った結果、同年度末までに累計で約 76 万 m³を搬入した。
- 11 月に「平成 30 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①平成 30 年度の輸送量は「当面 5 年間の見通し」の最大値である 180 万 m³程度とする、②平成 31 年度もできる限り最大値（400 万 m³）を目指すなどの方針を公表した。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 29 年 4 月 1 日までに大熊町・双葉町を除くすべての避難指示を解除した。
- 帰還困難区域については 5 月に施行された「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（改正福島特措法）に基づき、5 年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興再生拠点）を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、国の認定を受けることで、同拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに双葉町（9 月 15 日認定）、大熊町（11 月 10 日認定）、浪江町（12 月 22 日認定）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日認定）の計画について認定を行い、一部では整備を開始した。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審議会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 30 年 3 月 30 日時点で、約 8 兆 1,632 億円を支払った。
- 避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、12 月に、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施するとし、それまでの間は現行方式による風評賠償を継続するという合意がなされた。
- 地方公共団体が所有する財物の賠償については、9 月の同審査会で公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、平成 30 年 1 月 17 日の同審査会で、東京電力の賠償状況をフォローアップしていくことが確認された。

(復興支援)

- 官民合同チームの体制強化や福島イノベーション・コースト構想の推進等を盛り込んだ、改正福島特措法が5月に公布・施行された。
- 被災12市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成29年度予算として54億円を措置した。また、自立等支援事業において直ちに故郷に帰還して事業を再生することが難しい帰還困難区域の事業者を対象とした支援内容の拡充や被災12市町村のまちづくりの促進に向けた支援を新たに行うこととした。
- 営農再開を加速させるため、4月から、農業者訪問担当員を拡充し、平成28年度に実施した認定農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明を行っている。
- 官民合同チームの体制を強化するため、改正福島特措法に基づき、7月から（公社）福島相双復興推進機構へ国の職員として経済産業省・農林水産省の職員を派遣している。
- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、7月に関係閣僚会議を開催するとともに、関係省庁や関係自治体等が参画し、同構想の推進に関する基本的な方針を共有するため、11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に創設した分科会を開催するなど、推進体制を強化した。
- 平成29年度の関連予算として計101億円を措置するとともに、平成30年度予算では、拠点の整備や、地元企業と進出企業が連携して取り組む実用化開発等に加え、構想の具体化に向けたプロジェクト創出や関係主体間の連携促進等を支援するため、計135億円を計上した。併せて、医療機器、ロボットや廃炉・放射線の分野を対象に、進出企業と地元企業をマッチングするイベント等を開催した。
- 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」実証や、県内のスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するための会計予算として、平成29年度予算で計527億円を措置するとともに、平成30年度予算として計638億円を計上した。

平成30年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（除染）

- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備（後述）については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。
- 森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として選定した14地区のうち、平成29年度までに7地区、平成30年度に新たに5地区で除染作業に着手した。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成30年度末までに、1,689件、約1,114haの契約に至るなど着実に進捗してきている。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。平成30年度は180万 m^3 程度の輸送を目標として中間貯蔵施設への除去土壌等搬入を行った結果、年度末までに累計で約262万 m^3 を搬入した。
- 12月に「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①令和3年度までに、県内に仮置きされている除染土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入のおおむね完了を目指す、②これに向けて、令和元年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万 m^3 程度を輸送するなどの方針を公表した。

- 除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 平成 31 年 3 月 26 日に、国・福島県・大熊町で避難指示解除に係る協議を行い、同年 4 月 10 日に同町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示を解除することに合意した。
- 帰還困難区域については、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（改正福島特措法）に基づき、5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興再生拠点）を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、国の認定を受けることで、同拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに双葉町（平成 29 年 9 月 15 日認定）、大熊町（同年 11 月 10 日認定）、浪江町（同年 12 月 22 日認定）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日認定）、飯舘村（同年 4 月 20 日認定）、葛尾村（同年 5 月 11 日認定）の計画について認定を行い、整備を開始した。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 31 年 3 月 29 日時点で、累計約 8 兆 9,620 億円を支払った。
- 避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、8 月に、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で継続して検討していた項目について合意に至り、新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施することとなった。
- 地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成 29 年 9 月の同審査会で公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、東京電力は、平成 30 年 3 月に賠償方針を示し、同年 4 月から請求の受付を開始している。同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。

(復興支援)

- 被災 12 市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成 30 年度予算として 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災 12 市町村すべてで実施した。
- 官民合同チームは、平成 31 年 3 月末までに約 5,200 の事業者及び約 1,500 の農業者を個別訪問した。
- 福島イノベーション・コースト構想については、福島県が策定した重点推進計画を 4 月に内閣総理大臣が認定した。7 月には「福島ロボットテストフィールド」の一部開所や「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が始まるなど、具体的な取組が進展している。12 月には「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置している分科会を開催し、自立的・持続的な産業発展に向けた議論を開始し、平成 31 年 3 月には、同協議会において、今後の方向性を提示して議論を深めた。平成 30 年度の関連予算として計 135 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 126 億円を計上した。
- 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」実証や、県内のスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するための関連予算として、平成 30 年度予算で計 638 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 673 億円を計上した。

(除染)

- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。
- 森林については、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として 14 地区を選定し、令和 2 年 1 月には、モデル事業の成果や課題等について中間取りまとめを実施した。また、令和 2 年 3 月までに 11 地区で事業を完了した。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和元年度末までに、1,759 人、約 1,164ha の契約に至るなど着実に進捗してきている。令和 2 年 3 月には双葉町減容化施設の稼働を開始し、同施設で発生した灰の廃棄物貯蔵施設へ貯蔵を開始した。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、年度末までに累計で約 668 万³m³を搬入した。
- 令和 2 年 1 月に「令和 2 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する、②令和 3 年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す、③これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和 2 年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する、などの方針を公表した。
- 除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、令和 2 年 3 月までに、全ての避難指示を解除した。
- 帰還困難区域については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を開始しており、令和 2 年 3 月には、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を、帰還困難区域として初めて行った。これを受け、JR 常磐線の全線で運転再開となった。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和 2 年 3 月 31 日時点で、累計約 9 兆 4,836 億円を支払った。
- 避難指示区域内の新たな農林業の営業損害賠償等について、平成 31 年初頭より、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で協議を重ね、令和 2 年以降に実施することとなった。
- 損害賠償請求権の消滅時効に係る広報等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、政府広報ラジオによるお知らせ等を実施した。

(復興支援)

- 被災 12 市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和元年度予算として約 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支

援を被災市町村で実施した。なお、官民合同チームは、令和2年3月末までに約5,400の事業者及び約1,900の農業者を個別訪問した。

- 12月に、復興・創生期間後も見据え、浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けて国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を、復興庁・経済産業省・福島県が策定した。
- 福島イノベーション・コースト構想については、具体的な取組が進展しており、同構想の中核を担う拠点である「福島ロボットテストフィールド」や、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が、令和2年3月に全面開所した。令和2年度関連予算として計69億円を計上した。
- 福島新エネ社会構想に基づく関連予算として、令和元年度予算で計673億円を措置するとともに、令和2年度予算では計628億円を計上した。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(除染)

- 特定復興再生拠点区域について、6町村全てで計画に沿って、家屋等の解体・除染を実施中。
- 森林については、14地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年11月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和3年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指し、令和2年度末までに累計で約1,055万m³の輸送を実施した。
- 福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等を確認した。

(避難指示区域の見直し)

- 令和2年12月25日の原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定した。

(賠償)

- 原子力損害賠償については、令和2年度末時点で、累計約10兆0,046億円の支払が行われている。また、令和2年5月に避難指示区域内における農林業者への賠償の基本的枠組みの合意に至った。

(復興支援)

- 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた福島県の重点推進計画の変更認定及びそれを踏まえた自立的・持続的な産業発展等の取組を進めている。

- 福島新エネ社会構想については、令和３年４月に本構想の第２フェーズを迎えるに当たり、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとすることを目指し、令和３年２月に改定した。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

基本的な対応

- 原子力規制委員会は被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成 24 年に設立した「原子力安全推進協会（JANSI）」において事業者間の相互監視体制を構築。
- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた組織として、「原子力エネルギー協議会（ATENA）」を平成 30 年に設立。
- 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原賠機構）と共同作成した特別事業計画等に基づき、履行に向けて、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。
- 廃炉・汚染水対策のための体制を強化し、引き続き事業者に加え国も前面に立って対策を実施。汚染水対策については、予防的かつ重層的な対策を実施。廃炉を着実に進められるよう、平成 26 年 5 月に原賠機構に「事故炉の廃炉支援業務」を追加。平成 28 年 4 月より「櫛葉遠隔技術開発センター」（櫛葉町）、平成 30 年 3 月より「大熊分析・研究センター」（大熊町）の運用を開始。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施等を要求。労働基準監督機関は、実施状況の確認や必要な指導を実施。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談について透明性確保に関するルールを設定。平成 25 年 2 月、被規制者等との面談は、その内容にかかわらず原則として 2 人以上での対応を義務づけることなどルールを厳格化。

平成 26 年度に講じた主な措置

（原子力の自主的かつ継続的な安全性向上）

- 事故を経験した我が国は、規制水準さえ満たせば原発のリスクがないとする「安全神話」と決別し、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上により、世界最高水準の安全性を不断に追求していくべきとの問題意識の下、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の下に「原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループ」を設置。25 年 7 月から 26 年 3 月まで、原子力の自主的かつ継続的な安全性向上についての議論が行われ、26 年 5 月 30 日に提言が示された。

- この提言を受け、各事業者より自主的安全性向上の取組が発表されるとともに、原子力産業界全体の取組として、原子力の自主的安全性向上に必要な確率論的リスク評価等の研究開発の拠点となるとともに、電気事業者による研究成果の活用等を促す原子力リスク研究センターが26年10月に設立された。
- 米国原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会（INPO: Institute of Nuclear Power Operations）のベストプラクティスを導入すべく、我が国の原子力事業者等により設立された(一社)原子力安全推進協会（JANSI: Japan Nuclear Safety Institute）は、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

平成27年度に講じた主な措置

（原子力の自主的かつ継続的な安全性向上）

- 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要がある」とされたこと等を踏まえ、「総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会 自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ」において、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善すべき内容の取りまとめを行うこととされた。
- 同ワーキンググループにおいては、海外有識者をプレゼンターとして迎え、国外の知見を積極的に取り込むとともに、電気事業者、メーカー、原子力リスク研究センター（NRRC）、原子力安全推進協会（JANSI）等から、安全性向上に向けた各主体の具体的な取組の報告を求め、電気事業者、メーカー、産業界団体、学会、政府等により、原子力の自主的安全性向上の取組がどのように進められてきたかを総点検し、横断的な課題や各主体の取組の改善点を示す「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」が平成27年5月27日に取りまとめられた。

平成29年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（被規制者との安全性向上に係る意見交換）

- 平成26年10月から、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。
- 平成29年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、10事業者と意見交換を行った。
- 円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資すべく、平成29年1月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成29年度は4回実施し、高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る規則等の改正に係る議論や株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取等を実施した。

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

- 平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。平成 30 年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、5 事業者と意見交換を行った。
- 円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 30 年度は 2 回実施し、新検査制度の対応状況など原子力を取り巻く課題について意見交換を実施した。
- また、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設けることについても合意があったことを踏まえ、原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 4 日）において被規制者等との担当者レベルでの技術的意見交換を行う場を設けることとした。

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

- 平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。令和元年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、11 事業者と意見交換を行った。
- 被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、令和 2 年 2 月より、被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の本格的な運用を開始した。

**提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた
不断の努力を促す相互監視体制を構築する。**

平成 24 年度に講じた主な措置

- 平成 24 年 11 月、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、常に世界最高水準の安全性を追求するため、原子力事業者等により「一般社団法人原子力安全推進協会※」が設立。
※主な取組：①安全性向上対策の評価と提言・勧告および支援、②原子力施設の評価と提言・勧告および支援、③これらの活動を支えるための諸活動（トラブル情報分析、規格基準作成、人材育成等）の実施

平成 28 年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- NRRC と事業者が連携して、リスク評価や外部事象評価に係る、安全対策上の土台となる研究を推進。7 月 1 日、NRRC に「リスク情報活用推進チーム」を設置し、リスク情報を活用した意思決定に向けた PRA 活用等のロードマップ策定や実施体制の整備を行っている。
- 原子力事業者は、PRA 手法の高度化に向け、伊方原子力発電所 3 号機をパイロットプラントに選定し、平成 27 年 1 月から継続して研究開発と実機への適用に取り組んでいる。平成 28 年度からは柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機についても同様の取組を開始した。
- 国による委託研究として、平成 26 年度から引き続き、NRRC が、伊方原子力発電所 3 号機のデータを活用し、地震 PRA の高度化に取り組んだ。

（自主規制機関の取組）

- JANSI が、①川内原子力発電所及び高浜原子力発電所におけるピアレビュー、②稼働中の原子力発電所の安全確保活動を評価する仕組みの導入と、運転実績指標等に基づく評価、③再稼動における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼動ガイドライン」に基づく伊方原子力発電所に対する準備状況レビュー等（平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月まで）と玄海原子力発電所に対する支援（平成 28 年 12 月開始）、を実施した。

（「原子力と安全ワークショップ」の開催）

- 「継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム」（事業者による安全性向上の取組を継続的なものとするために必要なステークホルダー間の関係性）の在り方等を議論するために、平成 29 年 2 月 23 日、専門家を世界各国から招聘する形で、ワークショップを開催した。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- 平成 30 年 2 月 8 日、原子力発電事業者は NRRC の協力の下、「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」を策定し、リスク情報を活用した意思決定プロセスを取り入れていく方針を表明するとともに、NRRC や JANSI など産業界との協力の下、平成 32 年までに実施していく取組について記載した。

- PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方発電所 3 号機、柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機）については、海外専門家による PRA ピアレビューを 3 回ずつ実施し、得られたコメントへの対応方針の検討を行った。
- 国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所 4 号機のデータを活用し、津波 PRA の高度化を開始した。

（自主規制機関の取組）

- JANSI が、①東通原子力発電所、福島第二原子力発電所及び島根原子力発電所におけるピアレビュー、②ピアレビュー結果の発電所総合評価システムにおける評価への反映、③再稼動における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼動ガイドライン」に基づく玄海原子力発電所及び大飯発電所において準備状況レビュー等を実施した。

（業界内での取組）

- 今後、業界大での連携を強化し、現場の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、産業界に新たに必要となる機能について、国の審議会で議論を行った。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- 原子力リスク研究センター（NRRC）は、原子力事業者が平成 30 年 2 月に策定した「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」の方針の下、確率論的リスク評価（PRA）手法の現場での活用・実践に係る支援活動を行っている。
- PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方発電所 3 号機、柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機）については、海外専門家による PRA ピアレビューを 3 回実施し、得られたコメントへの対応方針の検討を行った。
- 国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所 4 号機のデータを活用し、津波 PRA の高度化を前年度に引き続き実施した。

（自主規制機関の取組）

- JANSI は、①伊方発電所、柏崎刈羽原子力発電所、川内原子力発電所及び敦賀発電所におけるピアレビュー、②運転実績及び安全向上活動に係る指標データに基づく発電所の評点付け、③ JANSI 策定の「原子力発電所における長期停止後の再稼動に関するガイドライン」に基づく玄海原子力発電所及び大飯発電所に対する支援を実施した。

（原子力産業界での取組）

- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた原子力産業界の組織として、原子力エネルギー協議会（ATENA）を平成 30 年 7 月に設立した。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- 原子力リスク研究センター（NRRC）は、①確率論的リスク評価（PRA）手法の現場での活用・実践に係る支援活動、②PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方

発電所3号機、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機)についての海外専門家によるPRA専門家レビューと得られたコメントへの対応方針の検討、③浜岡原子力発電所4号機のデータを活用した津波PRAの高度化、などを行った。

(自主規制機関の取組)

- JANSI は、①柏崎刈羽原子力発電所、志賀原子力発電所、大飯発電所におけるピアレビュー、②運転実績及び安全向上活動に係る指標データやピアレビューに基づく発電所の評点付けとその結果のJANSI会費への反映、③原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動の表彰、などを行った。

(原子力産業界での取組の強化)

- ATENA は、①米国原子力エネルギー協会との技術協力協定の締結、「原子力規制監査において活用する安全実績指標(PI)に関するガイドライン」の発行、②「サイバーセキュリティ対策導入自主ガイド」の発行、③「国内原子力発電所における非常用ディーゼル発電機不具合の傾向と改善策について」の発行、④ATENAフォーラム2020の開催、などを行った。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書)

(自主組織機関の取組)

- JANSI は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び関西電力大飯発電所など、13発電所で延べ21回ピアレビューを実施。(令和3年3月時点)
- また、原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動について表彰を実施。

(原子力産業界での取組の強化)

- 安全な長期運転に向け、令和2年9月にATENAが「設計の経年化評価ガイドライン」等を発行し、当該ガイドラインに基づく取組を原子力事業者に対して求めている。

提言 4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 東京電力は、平成 24 年 5 月に認定された総合特別事業計画に基づき、委員会設置会社へ移行するなど外部人材を中心としたガバナンス体制を導入。また、「内部規制組織」の設置※などを盛り込んだ原子力安全改革プランを平成 25 年 3 月に公表。政府としては、東京電力の改革が進んでいくよう引き続き促していく。
※原子力安全監視室の設置：①責任者を社外から招へい、②原子力安全に関する活動を執行側と独立した立場から評価し、執行側に対して監視、助言等を実施。
- 東電福島第一原発においては、停電による使用済燃料プールの冷却停止や地下貯水槽から汚染水の漏えいなど事故・トラブルが相次いでいる状況にあり、その再発防止が喫緊の課題。こうした状況を踏まえ、平成 25 年 4 月に経済産業大臣及び原子力規制委員会委員長からそれぞれ安全管理対策の徹底等を指示。引き続き、一日も早く廃炉を完了できるよう全力で取り組むこととしている。

平成 25 年度に講じた主な措置

(廃炉・汚染水対策)

- 福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してきたが、未だ解決には至っておらず、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務。
- 東京電力は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、以下の取り組みを実施。
 - ・ **ガバナンス体制**：25 年 5 月に取締役会の直下に原子力安全監視室を設置、執行側から独立した第三者の立場から執行側の原子力事業の運営を評価し、取締役会に報告する体制を確立。26 年 4 月には、廃炉・汚染水対策に係る人的・資金的リソースを社内ですっかり担保するため、福島第一廃炉推進カンパニーを組織。
 - ・ **危機管理体制**：25 年 8 月に社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置、汚染水問題に対する意思決定の迅速化とリソースの集中投入により体制を強化。11 月に、東京電力は、福島第一原子力発電所での廃炉作業や汚染水・タンク問題対策の加速化、信頼性向上を目的として、「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」を策定し、中長期の作業員確保に配慮した随意契約の採用による請負工事発注方式の見直しを行うとともに、平成 26 年 1 月に策定した新・総合特別事業計画の中で、①労務管理を抜本的に改善し、現場作業の加速化と作業性を向上するとともに、②マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保等を実施。
 - ・ **情報開示体制**：25 年 4 月に社長直轄の「ソーシャル・コミュニケーション室」を設置し、リスクやトラブル発生時の迅速かつ適切な情報開示の促進等を実施。また、「通報基準・公表方法」等を整備するとともに、海外への情報発信を抜本的に強化・改善※。
※リスクコミュニケーターによる在京大使館への訪問説明や海外向け HP の改訂等を実施。
- 政府は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、以下の取組を実施。
 - ・ 25 年 9 月に汚染水対策の基本方針（汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさない）を盛り込んだ「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」等を原子力災害対策本部決定。原子力災害対策本部の下に「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」を設置する等体制を整備し、汚染水問題に係る具体的な対策を検討。また、12 月には、廃炉・汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策として「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を原子力災害対策本部決定。

- ・ 福島第一原子力発電所の近郊に、「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、関係省庁から福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化。
 - ・ 東京電力に対して、経済産業大臣からの再発防止・信頼回復への取組を指示。
- 原子力規制委員会は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、規制当局として以下の取組を実施。
- ・ 25 年 8 月に汚染水対策について「汚染水対策検討ワーキンググループ」を設置。東京電力による汚染水流出防止対策等の実施状況についての評価や必要な技術的助言を行い、現地においても放射線計測に関する技術的指導・助言を実施。
 - ・ 「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を実施。
 - ・ 25 年 10 月及び 26 年 3 月に原子力規制委員会委員長が東京電力代表執行役社長と面談し、職場環境の改善等を要請。
- 今後、「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（25 年 6 月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定）」や、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を踏まえた廃炉・汚染水対策を、引き続き着実に実施。
- 30 年から 40 年程度かかると見込まれる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から、支援体制を強化する必要がある。このため、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案を 26 年 2 月に第 186 回国会に提出し、5 月に成立した。

平成 26 年度に講じた主な措置

（ガバナンス体制）

- 東京電力（株）のガバナンス体制について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、東京電力（株）が自律的な運営体制へ段階的に移行する適否を判断する基準として、28 年度までの 3 年間で東電が達成すべき目標である『経営評価の基準』を 26 年 3 月に策定。
- 特に、廃炉・汚染水対策について、25 年 9 月に原子力災害対策本部において決定した、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という 3 つの基本方針を盛り込んだ「汚染水問題に関する基本方針」に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）については、平成 26 年 9 月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）が「櫛葉遠隔技術開発センター」の建設工事に着工。

（危機管理体制）

- 東京電力（株）の危機管理体制について、26 年 4 月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めることとしている。27 年 1 月に発生した重大な人身災害を踏まえ、安全総点検を実施。具体的には、「意識、手順、設備」の 3 つの観点から、現場及び手順書の確認是正を作業毎に実施。

（情報開示体制等）

- 東京電力(株)の情報開示体制について、「明確な根拠が示せない状況であっても、そのリスク及び最悪のシナリオについて迅速に率直に言及する」ことを基本方針として、リスクコミュニケーションによる立地地域の方々への説明等を継続。26 年 7 月からは現場からの情報発信の強化を目的に福島第一廃炉推進カンパニーでの定例会見を開始。また伝わる広報の実現に向け東京電力ホームページにて、技術者による分かり易い解説、動画配信等を実施。
- こうした中、27 年 2 月に福島第一原子力発電所における K 排水路に関する情報公開の問題が発生。3 月 6 日に公表されたデール・クライン原子力改革監視委員会※委員長の提言内容を踏まえ、3 月 30 日開催の第 8 回原子力改革監視委員会にて、「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」の見直しについて報告を実施（報告内容は、新たな情報公開の仕組み、コミュニケーションに関する組織の在り方等、地域のステークホルダーとの対話の充実。）
※原子力改革監視委員会：国内外の有識者から構成される東京電力株式会社取締役会の諮問機関。

（廃炉・汚染水対策）

- 原子力規制委員会は、昨年度に引き続き、東京電力(株)の作業の進捗状況に応じ、38 件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力(株)の取組を監視している。
- 特定原子力施設監視・評価検討会においては、昨年度に引き続き、地下水流入に起因するタービン建屋等の内部に滞留する高濃度の汚染水への東京電力(株)の取組（海水配管トレンチ汚染水対策工事等）について、議論を行った。
- 原子力規制委員会が実施計画の遵守状況の検査によって確認を行っていた東京電力(株)による 4 号機使用済燃料プールからの使用済燃料等取出しについては、26 年 12 月 22 日に全ての燃料の移送が完了。
- 原子力規制委員会としても、福島第一原子力発電所における K 排水路に関する情報公開の問題については、第 59 回原子力規制委員会臨時会議（平成 27 年 2 月 27 日）において、社内のコミュニケーション不足等について改善するよう指摘した。

平成 27 年度に講じた主な措置

（ガバナンス体制）

- 東京電力のガバナンス体制について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、東京電力が自律的な運営体制へ段階的に移行する適否を判断する基準として、平成 28 年度までの 3 年間で東京電力が達成すべき目標である『経営評価の基準』を平成 26 年 3 月に策定した。具体的には、恒久的な事故対応体制の構築と福島復興という「責任」と競争環境下における新たな電力事業モデル構築による「競争」の両立を基本として、東京電力グループ全体として廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保するとともに、最後の一人まで賠償を貫徹し、福島復興の責務等を全うしていること等について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が政府と協議の上、平成 28 年度末に「経営評価」を行うこととしている。平成 28 年度末の「経営評価」に向けて、平成 27 年 7 月には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、平成 26 年度における進捗状況についての中間レビューを取りまとめた。

（危機管理体制）

- 東京電力の危機管理体制について、平成 26 年 4 月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めることとしている。平成 27 年 1 月に発生した重大な人身災害を踏まえ、安全総点検を実施した。具体的には、「意識、手順、設備」の 3 つの観点から、現場及び手順書の確認是正を作業ごとに実施した。

(情報開示体制等)

- 平成 27 年 2 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所における K 排水路に関する情報公開の問題を受け、リスクの総点検を東京電力に指示した。これ以降、東京電力福島第一原発の敷地境界外に影響を与える可能性があるリスクを広く対象として、国も主体的に関与し、リスク低減に向けた課題を詳細かつ体系的に整理し、東京電力は、平成 27 年 4 月に公表した。また、同年 3 月には、東京電力は「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」の見直しについて報告を実施した。これに基づき、平成 27 年 4 月以降、東京電力は放射線に関するデータの公開範囲を順次拡大し、平成 27 年 8 月以降、放射線に関する全データを公開している。

(廃炉・汚染水対策)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、平成 27 年 6 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援等、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。
- 廃炉対策については、平成 27 年 2 月から 9 月にかけて、宇宙線ミュオンを用いた原子炉内部の状況調査が実施され、1 号機の炉心位置に、1 m を超えるような大きな燃料の塊は確認できなかったことが確認された。平成 27 年 4 月には 1 号機原子炉格納容器内へ遠隔操作ロボットが投入され、内部の撮影や線量の計測等が行われた。また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として、「櫛葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡櫛葉町）を平成 27 年 10 月に開所した。
- 汚染水対策については、平成 25 年 9 月に原子力災害対策本部において決定した「汚染水問題に関する基本方針」に基づき、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という 3 つの基本方針に沿って、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
 - ・ 汚染源を「取り除く」対策： 多核種除去設備（ALPS）等により平成 27 年 5 月にタンク内の高濃度汚染水の処理を一旦完了した。加えて、海水配管トレンチ内については高濃度汚染水の除去・トレンチ内の充填を全て完了し、リスクの大幅な低減が図られた。多核種除去設備等で処理した水については、トリチウム分離技術の検証など、国内外の叡智を結集し、平成 28 年度上半期までに、その長期的取扱いの決定に向けた準備を開始する。
 - ・ 汚染源に水を「近づけない」対策： 建屋のより近傍で地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレンの運用を平成 27 年 9 月から開始し、建屋への地下水流入量は約 300m³/日から約 200m³/日に抑制された。また、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装（フェーシング）についても、平成 27 年度内に施工予定箇所の 9 割のエリアで工事を完了した。加えて、凍土方式の陸側遮水壁については、平成 28 年 3 月に原子力規制委員会の認可を得て、凍結を開始した。
 - ・ 汚染水を「漏らさない」対策： フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへのリプレースを進めているとともに、万一の漏えいにも備えてタンク周囲には二重の堰を設置した。平成 27 年 10 月には、海側遮水壁の設置工事が完了したことで、放射性物質の海洋への流出が大幅に低減し、港湾内の水質の改善傾向が確認されている。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、電離放射線障害防止規則において、事業者に対し、線量の測定、記録などを義務づけている。また、東京電力福島第一原子力発電所においては、中長期ロードマップ及びガイドラインにより、東京電力などに対して、工事の発注段階から被ばく低減対策を検討し、その内容を施工計画に盛り込むこと等により、効果的な被ばく線量の低減措置を実施するとともに、被ばく線量情報を一元的に管理することを求めている。労働基準監督機関は、これらによる被ばく線量管理の実施状況の確認を行い、必要な指導を行っている。

- 原子力規制委員会は、東京電力の廃炉・汚染水対策の進捗状況について、昨年度に引き続き、東京電力の作業の進捗状況に応じ、42 件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。
- また、事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成28年3月2日の原子力規制委員会において、廃炉作業の状況等を踏まえ、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）」を決定した。

平成28年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（ガバナンス体制）

- 平成28年度末の「経営評価」に向けて、5月に原賠機構が平成27年度における進捗状況についての中間レビューを取りまとめた。なお、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）において、廃炉・汚染水対策は東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たすことが必要であり、国は必要な制度整備等を行うこととされた。
- これを踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金の機構への積立てを義務づける等の措置を講ずることを盛り込んだ「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」を平成29年2月7日に第193回国会に提出した。
- 東京電力ホールディングスは、柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟の耐震性に係る審査への一連の対応を通じて、地元等から厳しい指摘を受けた。この問題について、審査対応の観点は当然のこと、組織体質・ガバナンスの問題として捉え、その本質的な改善を進めることとした。

（危機管理体制）

- 東京電力福島第一原子力発電所において、12月4、5日に発生した人為的なミスによる冷却水トラブルを踏まえ、東京電力は、再発防止策として、作業員の教育強化や物理的防護など、ソフト・ハード両面からの、短期・中長期の対策を行っている。

（情報開示体制等の再構築）

- 東京電力ホールディングスは、放射線に関する全データの公開に加え、7月より敷地境界付近のダストモニタ測定値について、10月より港湾口海水モニタ測定値についてリアルタイム公開を開始した。また、平成29年2月より1～3号機の原子炉圧力容器・原子炉格納容器の温度、原子炉格納容器内の放射能・水素濃度のリアルタイム公開を開始している。

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染源に水を「近づけない」対策では、凍土方式の陸側遮水壁について、平成28年3月31日に原子力規制委員会の認可を得て凍結を開始し、同年10月9日には海側の凍結が完了した。山側についても未凍結としていた7箇所のうち、平成29年3月までに6箇所の凍結が開始されており、凍結完了に向けて原子力規制委員会の認可を得ながら、作業を進めていく。
- 汚染水を「漏らさない」対策では、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへのリプレースを進めるとともに、タンク周囲には二重堰を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。

- 汚染源を「取り除く」対策では、汚染水処理対策委員会の下に設置したトリチウム水タスクフォースにおいて、多核種除去設備等で処理した水の技術的な評価結果を6月に取りまとめた。風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めるため、9月27日、同委員会の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、11月11日より議論を開始した。
- 廃炉対策については、燃料デブリの取り出しに向け、取り出し工法の研究開発を進めるとともに、原子炉や格納容器の内部状況のできる限りの事前把握を最優先課題として取り組んでいる。平成28年3月から7月にかけて、宇宙線ミュオンを用いた2号機原子炉内部の状況調査が実施され、圧力容器底部に燃料デブリと考えられる高密度の物質の存在が確認された。平成29年1月から2月にかけて、2号機原子炉格納容器内ヘカメラや遠隔操作ロボットを投入する調査を実施しており、多くの画像や、放射線量、温度データの実測値等を取得し、廃炉に向けた大きな一歩になった。また、同年3月には、1号機においても原子炉格納容器内へ遠隔操作ロボットを投入し、放射線量や画像データを取得。これらのデータを分析・評価している。平成29年に、3号機においても遠隔操作ロボットを投入し、より詳しい情報の収集を進めるとともに、こうした調査等の結果を踏まえ、号機毎の燃料デブリ取り出し方針を決定することとしている。
- 廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として、「櫛葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡櫛葉町）が、4月1日より本格運用を開始した。
- 東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、東京電力の作業の進捗状況に応じ、28件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。
- 「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について、1,2号機排気筒の上部解体時期、メガフロートの対策時期等の特定原子力施設監視・評価検討会で明確になった工程等を踏まえ、原子力規制委員会（平成28年12月14日）で改正を行った。

平成29年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（ガバナンス体制）

- 5月、原賠機構は「新・総合特別事業計画」に基づき平成28年度末時点での東京電力の経営状況に関する評価（2016評価）を行い、これらの評価結果等を踏まえ、東京電力と共同で「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」を策定し、国は同月に認定を行った。
- 同計画における取組の一環として、東京電力は、平成30年3月、新潟県において地元本位の経営を実践するための基本姿勢を示した新潟本社行動計画「まもる・そなえる・こたえる」を策定し、同年4月1日より新潟本社の避難支援機能を拡充する旨を公表した。
- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、廃炉・汚染水対策は東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たすことが必要であり、国は必要な制度整備等を行うこととされたこと等を踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金の原賠機構への積立てを義務付ける等の措置を講ずることを内容とする「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」が5月に成立し、10月に施行された。

（廃炉・汚染水対策）

- 9月26日に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂した。

- 汚染源に水を「近づけない」対策では、平成 30 年 3 月時点で、凍土方式の陸側遮水壁が深部の一部を除き完成し、サブドレン等との重層的な対策により、汚染水発生量が大幅に低減している。
- 汚染水を「漏らさない」対策では、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへの切替を進めるとともに、タンク周囲には二重堰^{せき}を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1 日 4 回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。
- 汚染源を「取り除く」対策では、多核種除去設備等で浄化処理した水の長期的な取扱いについて、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を継続的に開催し、技術的な観点に加えて、風評被害など社会的な観点等も含め、総合的な検討を行っている。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けては、1 号機において平成 30 年 1 月から北側のがれき撤去を進めている。2 号機では雨水対策として建屋屋根保護層の撤去やがれき撤去等のため、建屋西側に開口部の設置作業を進めている。3 号機についてはオペレーティングフロアに燃料を取り出すための設備を設置し、平成 30 年 2 月にドーム屋根の設置が完了した。
- 廃炉対策に向けた取組として、7 月に 3 号機において水中遊泳ロボットによる原子炉格納容器の内部調査を行った結果、容器底部に燃料デブリの可能性のある溶融物質等を確認した。こうした現場の状況や、原賠機構が実施した燃料デブリ取り出し工法の実現性評価の結果を踏まえ、9 月に燃料デブリ取り出し方針を決定した。平成 30 年 1 月には、2 号機原子炉格納容器底部を調査するため、先端にカメラや線量計等を搭載した調査装置による調査を行った結果、容器底部に燃料デブリと思われる堆積物を確認した。
- 燃料デブリや放射性廃棄物等の処理・処分技術の開発等を行う施設として建設中の「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち施設管理棟が平成 30 年 3 月 15 日に開所、運用を開始した。
- 東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、同社の作業の進捗状況に応じ、29 件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の検査も行い、同社の取組を監視している。
- 3 号機使用済燃料プールのがれき撤去の際のダスト飛散実施・監視の進捗、新事務本館の建設の完了が確認されたことなどから、原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 7 日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 30 年 3 月版）に改正した。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染水対策は、3 つの基本方針（汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。
- 汚染源に水を「近づけない」対策については、平成 30 年 3 月に、凍土式の陸側遮水壁（凍土壁）が深部の一部を除き完成し、サブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが構築された。未凍結であった凍土壁の深部も、9 月に凍結を完了した。
- 汚染水を「漏らさない」対策については、平成 31 年 3 月に、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへの切替^{せき}を完了した。タンク周囲には二重堰^{せき}の設置、1 日複数回のパトロールの実施等により、万一の漏えいに備えている。
- 汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備等によって浄化処理を行っている。8 月に説明会・公聴会において示された様々な懸念点について、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」で検討を進めることとしている。説明・公聴会後の同小委員会におい

て、東京電力が、処理水を処分する場合には、処分する前の段階での二次処理により、トリチウム以外の放射性核種についてさらに浄化し、環境放出の基準を満たす方針を表明した。

- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去を進めている。2号機においてはオペレーティングフロア内の汚染状況調査や残置物の移動・片付けを進めている。3号機においては平成30年3月から開始した燃料取扱機とクレーンの試運転により発生した複数の不具合を受け、12月末までに安全点検及び品質管理確認を実施し、燃料取出しの開始に向けた準備を実施している。
- 燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、平成31年2月に、2号機原子炉格納容器底部の燃料デブリと思われる堆積物に調査装置の物性確認を行うとともに、小石状の堆積物を動かせることを初めて確認した。
- 原子力規制委員会においては、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、31件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の検査を行いながら、同社の取組を監視している。
- 大型機器除染設備の設置、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水の処理完了、及び既設のサブドレンピットの復旧等による原子炉建屋への地下水流入抑制策の実施等を確認されたことなどから、原子力規制委員会（平成31年3月6日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」の改定を行った。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染水対策は、3つの基本方針（汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。
- 汚染源に水を「近づけない」対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。
- 汚染水を「漏らさない」対策については、平成31年3月にフランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクに切り替えが完了しており、万一の漏えいに備え、漏えいした水が外部環境に流出しないよう、タンク周囲における二重^{せき}堰の設置や1日複数回のパトロール等を実施している。
- 汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備（ALPS）等によって浄化処理を行っている。経済産業省において「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の令和2年2月の報告書も踏まえ、政府としてALPS処理水の取扱い方針を決定するため、4月から地元自治体や農林水産業者をはじめとする幅広い関係者の意見を伺う場を開催することとした。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、初号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去等を進めた。2号機においてはオペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3号機においては平成31年4月から燃料取り出しを開始し、令和2年3月31日時点で全燃料566体のうち119体の取り出しを完了した。
- 燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、令和元年12月に改訂した中長期ロードマップにおいて、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定し、令和3年以内に2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していくことを示した。

- 原子力規制委員会は、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、21 件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の確認を行いながら、同社の取組を監視している。令和元年度においては、東京電力による 1 号機及び 2 号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、1 号機廃棄物処理建屋の残水処理及び 4 号機タービン建屋等の滞留水の優先処理の完了等を確認した。また、令和 2 年 3 月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を改定し、約 10 年後に目指すべき姿を掲げ、その達成に必要な約 3 年間の主要なリスク低減目標を示した。

令和 2 年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告)

(廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況)

- 処理水に関する取組については、ALPS を用いた二次処理を試験的に実施し、本試験内において全ての対象核種の分析の完了及びトリチウムを除く核種が規制基準値を大幅に下回っていることを確認した。また、地元自治体や農林水産業者などとの意見交換等を行い、風評対策や国内外への情報発信のあり方などの論点についての検討を行ってきた。さらに、令和 3 年 4 月に、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1 号機においては、平成 30 年 1 月から開始したがれき撤去等を引き続き進めた。2 号機においては、オペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3 号機においては、平成 31 年 4 月から燃料取り出しを開始し、令和 3 年 2 月 28 日に全燃料 566 体の取り出しを完了した。

(東京電力柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する対応)

- 令和 2 年 9 月 20 日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案について、原子力規制委員会は、東京電力に対し、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告することを求め、令和 3 年 3 月 10 日に報告書を受領した。また、令和 3 年 1 月 27 日に東京電力からの報告を受けて発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、重要度、深刻度ともに最も深刻であると評価を確定し、令和 2 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 3 年 3 月 24 日）において、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる方針とした。（なお、その後、令和 3 年 4 月 14 日に是正措置等の命令を発出した。）

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

基本的な対応

- 平成24年9月に、関係行政機関が担っていた原子力の規制等の機能を統合し、国家行政組織法第3条に規定される委員会として、原子力規制委員会を設置。平成27年9月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめでは、独立性・中立性の向上のために内閣府へ移管する必要性は見出し難いとの結論。
- 意思決定の透明性を確保し、電気事業者等との面談はルールに従って公開。毎年、原子力規制委員会年次報告を国会に報告し、公表。
- 原子力規制委員会は民間等の実務経験者や若手職員等の採用に尽力。平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置。国際機関等への職員派遣などを積極的に実施。平成27年9月の原子力規制委員会でノーリターンルールの運用方針を決定。
- IAEAのIRRSや国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）での指摘や、委嘱した国際アドバイザーの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて自己変革を実施。平成28年4月に、原子力規制庁に内部監査や業務改善指導等を行う監査・業務改善推進室を設置。

提言5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

平成24年度に講じた主な措置

- 平成24年9月に独立性の高い3条委員会として原子力規制委員会を設置。平成25年4月に文部科学省から①放射線モニタリングの実施、②放射性同位元素等の規制、③保障措置に関する事務を移管。
- 平成25年1月に「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、①科学的・技術的見地からの独立した意思決定、②現場を重視した実効ある行動、③国内外の多様な意見に耳を傾ける透明で開かれた組織、④向上心と責任感、⑤いかなる事案、事象にも即時に対応する緊急時即応といった5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定。

平成25年度に講じた主な措置

- 25年4月に、文部科学省から原子力規制委員会に、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制に係る事務が一元化。

平成27年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制委員会の独立性・中立性)

- 平成 26 年 9 月、原子力規制委員会設置法附則第 5 条に定められた 3 年以内の見直しを行うため、内閣官房において、関係府省等で「3 年以内の見直し検討チーム（座長：小里原子力防災担当副大臣、座長代理：福山原子力防災担当大臣政務官）」を開催し、検討を行った。
- 平成 26 年 9 月、平成 27 年 3 月には、原子力防災体制の充実・強化に関する報告を取りまとめた。その内容は順次実施に移されている。
- また、平成 27 年 9 月には、最終取りまとめを行った。そこでは、
 - ・ 原子力規制組織の独立性や、原子力利用の規制と推進を担う組織の分離の必要性は、現在においても不変であり、原子力の安全のための取組や判断が、原子力利用の推進の観点から歪められることがあってはならない
 - ・ 独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出しがたい
 とされた。
- 併せて、最終取りまとめにおいては、原子力規制委員会が高い独立性・中立性を保ちつつ、その原子力利用に関する安全の確保にしっかりと取り組めるよう、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

（国際的な評価の受け入れ）

- 国際原子力機関（IAEA）は、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的なレビューを行う総合規制評価サービス（IRRS）を実施している。平成 28 年 1 月 11 日～22 日に、IRRS ミッションチームが来日し、原子力規制委員会に対しレビューを行った。
- その後、平成 28 年 4 月 23 日（日本時間）、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは本報告書において、規制組織の独立性、透明性に関して「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同期間を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げた。

平成 28 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（国際的な評価の受入れ（独立性・透明性））

- IAEA が実施する原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）のミッションチームは、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日し、レビューを行い、4 月 23 日（日本時間）に、IRRS 報告書を日本に提出した。同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められており、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。同報告書のうち、規制組織の独立性、透明性に関しては「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げている。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（多様なコミュニケーションに関する取組の充実）

- 原子力規制委員会の設置から5年が経過したことを受け、原子力規制委員会委員が国内の原子力施設を訪問し、現場の状況把握や地元関係者との意見交換等を行うべく、「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針を原子力規制委員会（平成29年11月15日）で決定し、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。
- 原子力規制委員会委員長が、前委員長とともに福島県内の13市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

平成30年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（独立性の確保）

- 原子力規制委員会は、引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。
- 平成29年度原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。
- 本取組の一環として、6月に同委員会委員長及び委員が高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福島県敦賀原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。また、10月には同委員会委員2名が川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（独立性の確保）

- 原子力規制委員会は、引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。
- 平成29年度原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。
- 本取組の一環として、4月に同委員会委員長及び委員が四国電力伊方発電所を視察し、愛媛県オフサイトセンターにおいて、愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長等の地元関係者と意見交換を行った。令和2年2月には、同委員会委員長及び委員が九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。

令和2年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（独立性の確保と外部とのコミュニケーション）

- 地元関係者等と意見交換を行う取組について、令和2年12月に更田原子力規制委員会委員長及び石渡委員が鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長等の地元関係者と原子力施設に関する規制上の諸問題に関して意見交換を行った

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

平成24年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会そのもの、原子力規制委員会に設置される検討チームの議論は原則公開するとともに、委員や規制庁職員が規制に関連する議論をする会議、面会等を行う場合も、原則としてその内容を随時公開。

平成27年度に講じた主な措置

(意思決定の透明性の確保)

- 関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場において原子力規制庁職員が説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行った。
- 四国電力伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場において、審査結果について原子力規制庁職員が説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行った。
- これらの審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し、説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表した。
- 原子力規制委員会委員長は、平成27年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行った。
- 平成26年度に引き続き、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者等との意見交換を行った。平成27年10月には、それまでの意見交換の総括を行い、今後意見交換を継続していくにあたっては、事業者側から提案された議題等を含め、極力制限を設けずに意見交換を行うこととし、この方針の下、平成28年2月から、2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行った。

平成28年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(国際的な評価の受入れ(独立性・透明性))(再掲) →提言5 1)(48ページ)

平成29年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(多様なコミュニケーションに関する取組の充実)(再掲) →提言5 1)(48ページ)

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(透明性の確保)

- 第13回原子力規制委員会（平成30年6月6日）において、透明性の一層の向上のための改善として、許可審査については審査会合前の被規制者等との面談を最低限にとどめる、認可審査については一定期間ごとに公開の審査会合を開催し事業者の対応状況を報告させる等の改善を行うこととした。また、第38回及び第45回原子力規制委員会（平成30年10月31日及び12月5日）において議論した被規制者との面談のより詳細な内容を公開する方法を、平成31年4月から試行することとした。
- 国内外の事故・トラブルに係る情報、審査から得られた知見、学術的な調査研究から得られた知見等について、規制対応を要するか否か等を検討するために、原子力規制庁では技術情報検討会を開催している。同検討会では、海外規制機関から非公開を前提に入手した資料などを用いることが多かったため、会議自体を非公開とし、可能な範囲で資料及び議事概要を公開することで透明性を確保してきた。会合の重要性や一層の透明性確保が重要であることを踏まえ、原則として会議を公開することとし、不開示情報を扱う場合又は公開しないことが適当であると判断した場合に限り、非公開とする運用に変更し、6月から同検討会を公開会合とする運用を開始した。
- 平成29年度原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。（再掲）
- 本取組の一環として、6月に同委員会委員長及び委員が高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。また、10月には同委員会委員2名が川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。（再掲）

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

(透明性の確保)

- 原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、被規制者との面談の自動文字起こし結果の試運用を平成31年4月より開始し、公開の対象となる面談等の規模を拡大した本格的な運用を令和2年2月より開始した。令和元年度においては、自動文字起こしによる486件の議事録をホームページに掲載した。
- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析のための現場保存の指示と廃炉作業に係る指示が、現場で作業を行う東京電力の混乱・支障となることを避けるため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力ホールディングス、日本原子力研究開発機構その他関係機関との連絡・調整会議を随時公開で開催することにより、透明性の確保を図った上で、双方の作業の方針や実施計画を共有確認し、統一された認識のもと、それぞれの指示を整合させることとした。

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会の取組について、海外の原子力規制機関等とも積極的に意見交換を実施。
- 専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図っていく。また、海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討。
- 原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに原子力安全基盤機構を廃止するものとし、原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。このほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 26 年 3 月、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、原子力規制委員会に（独）原子力安全基盤機構統合を統合して業務を移管。さらに、審査官の定員増や実務経験者の中途採用を実施したことにより、原子力規制委員会の定員は 527 名から 1,015 名に増員（26 年 4 月 1 日現在）。職員の専門性の向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく、原子力規制委員会に「原子力安全人材育成センター」を設置。
- 新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成するため、原子力規制庁職員を国内の関連大学院、IAEA 等の国際機関及び米国原子力規制委員会（NRC）へ派遣。
- ノーリターンルールについては、原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 2 項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後 5 年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されており、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組んでいく。

平成 26 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

- 原子力規制委員会発足から 27 年 2 月までに、優れた知識・技能を有する実務経験者や将来の原子力規制行政を担う新人職員あわせて 100 人を超える職員を採用し、安全規制及び原子力防災に携わる人材を増強。

- 加えて、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にするため、26 年 6 月 25 日に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を決定。26 年 9 月 3 日に「職員の
人材育成に係る施策の進め方について」が承認された。当該基本方針等に基づき、職員の力量
向上に向け、知識管理・技術伝承の取組や研修用プラントシミュレータの開発・整備等を開始。
また、原子力規制事務所での実習を含む新人職員の導入教育を始めとして、職員向けに各種研
修プログラムを設け、訓練設備を用いた実践的な研修や国際性向上に資する研修等を計画的に
実施。これらの研修プログラムは継続的に改善し、研修を充実させ職員の能力向上に努めてい
る。
- また、26 年 3 月に設置した「原子力人材育成センター」のもとで、人材育成・研修に係る施策
を人事当局と連携し推進することとし、ベテラン職員が有する知識を伝承する制度や職員の力
量を評価する仕組みづくりを進めているところ。
- 特に検査官・防災専門官を対象とした、実物大の模擬試験装置を使った実技研修、実機を模擬
した原子炉シミュレータでの重大事故対応も含めた運転制御の実習等により、現場における規
制能力の向上を推進している。
- ノーリターンルールについては、設置法附則第 6 条第 2 項において、「原子力規制庁の職員に
ついては、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力
規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌
する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過する
までの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認めら
れる場合は、この限りでない。」と規定されており、原子力規制委員会の独立性を確保し、意
欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組んでいく。なお原子力規制委員
会では、原子力利用を推進する行政組織の範囲など、同規定の運用方針を明確化し、早期に公
表することとしている。

(国際アドバイザー)

- 規制当局の運営、人材、組織における議論の在り方等の原子力規制の向上に向けた取組全般に
ついて、広く国際的な知見を反映させるべく 24 年度に立ち上げた国際アドバイザーの制度に
より、今日まで幅広く国際アドバイザーと意見交換を実施した。26 年度は、6 月及び 11 月に、
東京で委員長及び委員との意見交換会を開催し、国際アドバイザーの了解を得て、書面による
助言を公開しており、国民との情報の共有にも努めている。
- 国際アドバイザーからは、放出基準を満たす汚染水は放出すべき、国民の信頼回復には規制機
関の明確な独立性の維持が不可欠等の助言を頂いた。

(事業者、自治体等とのコミュニケーション)

- 原子力規制委員会では、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に
関する取組の促進を図るため、1 ヶ月に 1 回程度の頻度で、原子力事業者の経営責任者と意見
交換を行うこととした。第 1 回の意見交換は、26 年 10 月 29 日に九州電力株式会社の取締役
社長と実施。以降、四国電力株式会社、関西電力株式会社、北海道電力株式会社及び東京電力
株式会社の経営責任者との間で行った。また、川内原子力発電所 1・2 号炉の設置変更許可処
分については、鹿児島県からの要請により、同県が主催する 5 箇所の説明会に参加し、審査の
結果について分かりやすい説明を心掛けた。高浜発電所 3・4 号炉の設置変更許可の結果につ
いては、高浜町からの要請により、審査結果に関するビデオを作成し、高浜町によりケーブル
テレビで公表され、また、原子力規制委員会のウェブサイト公表した。このほか、地方公共
団体からの求めに応じて、地方議会等で審査結果について説明を行った。

(原子力規制委員会の人材確保・育成)

- 原子力規制委員会は発足以来、民間等の実務経験者や将来原子力規制行政を担う若手職員等の確保に努めてきた。発足以降、平成 28 年 4 月 1 日までに民間企業等から実務経験者の採用については 141 名を、また、将来原子力規制行政を担うこととなる新規採用者については 74 名を採用した。しかしながら、平成 27 年度末現在、定員 968 名に対し、実員は約 920 名にとどまっている状況であり、人材の確保は大きな課題となっている。引き続き、即戦力となりうる優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。
- 職員の専門性の向上のため、平成 26 年度に引き続き、職員が担当業務の遂行上必要な力量を計画的に修得できる仕組みの整備、知識管理・技術伝承の取組の推進等を行った。また、検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直しを行うなど、研修体系の見直しも行った。さらに、平成 26 年度補正予算を用いて発電炉の研修用プラントシミュレータを開発・整備し、これを用いた研修を開始した。また、平成 27 年度補正予算を措置し、改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加、より実践的な訓練が可能となる設備の付加の開発・整備に着手した。
- 平成 27 年 9 月の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にしたノーリターナルの運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を行うこととした。

(国際アドバイザー)

- 原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する 3 名の有識者に国際アドバイザーを委嘱している。平成 27 年度は、11 月に国際アドバイザーが来日し、田中委員長及び各委員との面談を実施して意見交換を行い、後日、書面による助言を受けている。

(国際シンポジウム等の開催)

- 原子力規制委員会では、我が国の取組を紹介しつつ、原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、毎年、原子力安全の様々な分野における国内外の有識者を招き、規制の向上につながる知見の共有や助言を得ている。具体的には、平成 27 年 4 月に原子力規制の日米比較、5 月には自然現象（地震・津波等）への対応のあり方に関する国際シンポジウムを開催した。

(原子力規制委員会の人材確保・育成)

- 原子力規制委員会発足以降、平成 29 年 3 月 31 日までに、民間企業等からの実務経験者の採用については 185 名を、また、新規採用者については 93 名を採用した。結果として、平成 29 年 1 月 1 日時点における職員数は 955 名、定員充足率 98.7%となり、定員をほぼ充足するに至った。引き続き、即戦力となり得る優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。
- 広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、平成 28 年度は大学等 13 件を採択した。
- 職員の専門性の向上のため、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定）等に基づき、原子力安全人材育成センターを活用して、力量

管理制度の検査官に対する試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進等人材の育成に取り組んだ。

- 検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直しを行うとともに、プラントシミュレータを用いた研修の本格的な運用を開始した。さらに、新たな検査制度の検討を踏まえ、米国の検査官育成プログラムを参考に、検査官等に対する教育訓練プログラムの整備に着手した。
- 職員の派遣については、在外公館（英国大使館）や海外留学等新規の派遣先に職員を派遣した。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

- 原子力規制委員会は、平成 29 年度に民間企業等の実務経験者 34 名を、新規採用者については 25 名を採用した。結果として、平成 30 年 4 月 1 日時点における職員数は 984 名、定員充足率 95.8%（1,027 名）となった。
- 広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、平成 29 年度までに 18 件を採択した。
- 新たな検査制度等に的確に対応するため、7 月に原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野で、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用するための資格制度を導入し、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

- 原子力規制委員会は、民間企業等の実務経験者 15 名、新規採用者 25 名を採用した結果、平成 31 年 4 月 1 日時点の職員数は 988 名、定員充足率 93.6%（定員 1,056 名）となった。
- 広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、18 案件を採択した。
- 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野からなる任用資格のうち基本資格を取得するための教育訓練課程を開始し、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

- 原子力規制委員会は、民間企業等の実務経験者 33 名、新規採用者 22 名を採用した結果、令和 2 年 3 月 31 日時点の職員数は 1,008 名、定員充足率 95.4%（定員 1,056 名）となった。
- 広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するため、平成 28 年度から実施している大学等と連携した原子力規制人材育成事業として、17 案件を実施した。
- 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施している。

- 令和2年4月より開始する新検査制度の本格的運用に対応するため、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた上で、現に検査官等として職務を行っている職員を対象に、新検査制度の施行等に必要な研修・試験を行い、原子力検査資格を付与し、必要な検査官等を確保した。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制委員会の人材確保・育成)

- 原子力規制委員会は、令和2年度に、民間企業等からの実務経験者21名、新規採用者29名を採用した結果、令和3年1月1日時点の職員数は1,013名（定員：1,074名）、定員充足率は94.3%となった。
- 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成30年度から継続して実施しており、令和2年度には、受講人数の増加に対応するため、カリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図った。

提言 5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方)

- 原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成 27 年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12 月 7 日に改訂を行った。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方)

- 原子力災害対策マニュアルについて、7 月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、12 月 26 日に改訂を行った。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)(再掲)→提言 2 1)(4 ページ)

- 8 月 25、26 日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した平成 30 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)(再掲)→提言 2 1)(5 ページ)

- 11 月 8 日～10 日に、島根原子力発電所を対象に、原子力総合防災訓練としては初めて 3 日間に渡り令和元年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。

提言 5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会は、設置法第 24 条に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととされており、これを着実に実施。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、24 年 12 月に立ち上げた「国際アドバイザー」制度を活用し、25 年 6 月に米国、英国、仏国の原子力規制機関のトップとしての経験を有する 3 名の「国際アドバイザー」と意見交換会を実施。
- 原子力規制委員会設置法第 24 条※に基づき、原子力規制委員会は、25 年 6 月に「平成 24 年度年次報告」を閣議決定し、国会に提出。
※第 24 条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

平成 27 年度に講じた主な措置

(IRRS の指摘への対応)

- 平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。
- その後、平成 28 年 4 月 23 日（日本時間）、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは、本報告書において、「原子力規制委員会が検査の実効性を向上させることが可能となるように、関連法令を改正すること」等、改善のための勧告・助言を行った。
- 原子力規制委員会は、IRRS ミッション報告書の内容を踏まえて、平成 28 年 4 月 25 日の原子力規制委員会において、IRRS において明らかになった課題とこれらの課題への平成 28 年度の対応方針を取りまとめた。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- マネジメントシステムを継続的に改善していくために、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）決定）を策定した。
- 行政機関政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価について、マネジメントシステムとの連携を図った上で、8 月 24 日に評価書を取りまとめた。
- 原子力規制庁の内部監査を強化するため、監査を踏まえた機動的な指導等が図られるように、4 月 1 日、長官官房に「監査・業務改善推進室」を設置した。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等)

- 原子力規制委員会は、平成 28 年 3 月に IRRS において明らかになった課題について対応方針を取りまとめ、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の評価及び助言も得つつ、対応を図っているところである。
- 平成 26 年度に受け入れた IAEA の IPPAS から示された勧告事項や提言事項を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、関係規則の改正等継続的な改善に取り組んでおり、原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)で、過去に IPPAS ミッションを受け入れた国が、勧告事項や提言事項への対応の妥当性について評価を得る機会である IPPAS フォローアップミッションの要請を受け入れることを決定した。
- 原子力規制委員会委員長は、平成 29 年 2 月に、国際アドバイザーのメザーブ氏と面会し、新しい検査制度の導入を進めていることなどについて意見交換を行った。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- 組織文化・安全文化醸成活動として全員参加型研鑽運動を開始し、業務品質の維持向上活動として、PDCA の統合的な運用等、マネジメントシステムの改善を図っている。
- 原子力規制委員会は、マネジメント規程に基づき、原子力規制委員会(平成 30 年 2 月 28 日)において、平成 29 年度重点計画に沿った取組やその成果に関する評価に係る審議を行った。この結果を踏まえ、「原子力規制委員会平成 30 年度重点計画」を原子力規制委員会(平成 30 年 3 月 28 日)において決定した。
- 内部監査を 2 部署及び 1 テーマで実施し、新検査制度の運用に向けた原子力規制事務所への支援強化や、法制執務に関する能力向上に向けた法改正の経験・ノウハウ等の活用等の指導を行った。
- 原子力規制委員会の政策評価については、平成 28 年度実施施策の事後評価及び平成 29 年度実施施策の事前分析を行い、原子力規制委員会(平成 29 年 8 月 23 日)において、平成 28 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 29 年度実施施策に係る事前分析表を決定した。また、平成 28 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況及び平成 29 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を原子力規制委員会(平成 30 年 3 月 28 日)において決定した。政策評価懇談会(平成 30 年 1 月 16 日)において、5 年間の主な取組を振り返りつつ、実施政策の事後評価に向けた有識者との意見交換を行った。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等)

- 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会(炉安審・燃安審)が、IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価での課題を含め、検査と執行、人材育成等の 31 課題(IRRS で明らかになった課題)の取組状況のフォローアップを行った。
- 炉安審・燃安審は、平成 29 年度の審議において、IRRS ミッションからくみ取るべき事項として原子力安全文化の醸成や人材育成等の統合的マネジメントを盛り込んだ「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめ、原子力規制庁が原子力規制委員会(平成 29 年 9 月 13 日)でその報告を行った。
- 原子力規制委員会は、IRRS 報告書の勧告等に対する対応状況等をレビューする「IRRS フォローアップミッション」を平成 31 年の夏以降に受け入れるべく、8 月に IAEA に対し実施を要請し、IAEA から了解を得た。さらに、原子力規制委員会は、IRRS フォローアップミッションを実施する際に、参加の意向を有する関係省庁と協力して陸上における放射性物質等の輸送に関する規則に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に要請した。

- IAEA に対して IPPAS フォローアップミッションの要請をしていたところ、IAEA から、平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答があり、受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と調整しつつ準備を進めている。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- 原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの継続的改善のため、マネジメント関連文書の体系的な整理、マネジメントレビューと政策評価制度を統合した PDCA の効率的な運用、EBPM の視点を踏まえた検討を進めている。
- 原子力規制委員会は、マネジメント規程に基づき、第 61 回原子力規制委員会(平成 31 年2月 20 日)において、平成 30 年度重点計画の施策の進捗状況及び次年度の取組の方向性に係る審議を行い、第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において「原子力規制委員会平成 31 年度重点計画」を決定した。
- 原子力規制委員会においては、内部監査を4部署及び1テーマで実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備の進捗等の改善につながる勧告・提言が行われた。
- 原子力規制委員会は、政策評価のため、平成 29 年度実施施策の事後評価及び平成 30 年度実施施策の事前分析を行い、第 24 回原子力規制委員会(平成 30 年8月 29 日)において、平成 29 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 30 年度実施施策に係る事前分析表を決定した。また、平成 30 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を第 54 回原子力規制委員会(平成 31 年1月 23 日)において、平成 30 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況を第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において、それぞれ決定した。

(IRRS 及び IPPAS ミッションからの指摘への対応等)

- 原子力規制庁は、IRRS ミッション報告書の勧告・提言で示された課題や、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価で示した課題を含め、検査、執行、人材の育成等の 31 課題を整理した。また、平成 29 年 4 月には、これらの課題への対応を含め「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(炉規法等改正法)が公布された。同法の段階的な施行に合わせて、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、必要な検討を継続した。
- 原子炉安全専門審査会(炉安審)及び核燃料安全専門審査会(燃安審)においては、IRRS で明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう同委員会より指示されたことを受け、平成 30 年度においても原子力規制庁から同委員会の取組状況について報告がなされ、審議が行われた。
- 原子力規制委員会は、平成 28 年の IRRS ミッション報告書の勧告等に対するフォローアップを令和元年の夏以降に受け入れるため、平成 29 年 8 月に IAEA に対して IRRS フォローアップミッションの実施を要請し、了承された。同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規則に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に要請し、4 月に了承された。同フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA 事務局と調整を行うとともに、IAEA 主催の放射性物質の輸送に係るワークショップを受け入れ、対応状況及び自己評価を実施するなどの活動を継続している。
- 平成 27 年の IPPAS ミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11 月 26 日から約2週間、IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会マネジメント規程」、「原子力安全文化に関する宣言」「核セキュリティ文化に関する行動指針」に基づき、原子力規制委員会第1期中期目標（平成27年4月から令和2年3月まで）、原子力規制委員会令和元年度重点計画等に沿って各業務を実施した。令和元年度での原子力規制委員会職員等からの内部通報は0件であった。
- 令和元年度第49回原子力規制委員会（令和元年12月18日）において、平成28年に受け入れたIRRSの指摘を踏まえ、規則及びガイドを定期的に見直す旨の規定を追加するとともに、最新のIAEA基準の要素の取り入れ、マネジメントと行政通則法令等との関係の明示等も含め、原子力規制委員会マネジメント規程の全部改正を行った。
- 令和元年度第61回原子力規制委員会（令和2年2月5日）において、原子力規制委員会第1期中期目標に係る取組を踏まえた上で、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、次年度からの5年間で備えるべきことに関する目標を盛り込んだ原子力規制委員会第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を策定した。

(IRRS フォローアップミッションの受入れ)

- 原子力規制庁は、平成28年のIRRSミッションからの勧告・提言等に対する取組状況について改めて評価を受けるIRRSフォローアップミッションを、令和2年1月に受け入れた。
- IRRS フォローアップミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会は、追加的に放射性物質の陸上輸送規制に関しても評価を受けることとした上で、平成28年のIRRSミッションの勧告・提言等に対する原子力規制委員会の取組や、放射性物質陸上輸送に係るIAEA安全基準への適合状況を自ら評価した報告書を取りまとめ、IAEA事務局に提出した。
- IRRS フォローアップミッションの結果、平成28年のIRRSミッションで受けた13の勧告と13の提言のうち、新検査制度の導入などにより10の勧告と12の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。

(IPPAS フォローアップミッション報告書の受領)

- 政府は、平成26年度に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるためのフォローアップミッションの報告書を4月に受領した。同報告書では「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制に顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

(マネジメントシステムの運用と改善)

- 「原子力規制委員会第2期中期目標（令和2年2月5日、原子力規制委員会決定）」や令和2年に受け入れたIRRSフォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的とした「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日、原子力規制委員会決定）」を策定し、同行動計画に基づく取組を開始した。

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

基本的な対応

- 原子炉等規制法を改正し、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入。平成 25 年に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等のいわゆる新規規制基準を策定。最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に見直しを実施。
- 原子力規制委員会が検討会を立ち上げ、平成 26 年 10 月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書」を公表し、国際社会にも発信。
- IRRS 等のミッションの受入れ、国際機関が開催する各種会合、海外機関との二国間協力の枠組み等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有。
- 平成 29 年 4 月の原子炉等規制法の改正により、検査制度を見直し、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底、規制機関による包括的な監視・評価、検査結果を踏まえた原子力施設ごとと評価結果のその後の監視・検査の継続又は強化への反映等により、より高い安全性の確保を行うこととした。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 設置法により改正された原子力基本法において、原子力利用の安全の確保についての基本方針として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することが規定され、設置法及び改正された原子炉等規制法の目的として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会は、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ既設の施設にも新規規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等と併せて規制基準を見直し、発電用原子炉については 25 年 7 月 8 日に、核燃料施設等については 12 月 18 日に、新たな基準を策定・施行。

平成 26 年度に講じた主な措置

（国際的な評価の受け入れ）

- これまでの取組について国際的な標準に照らした評価を受けるため、原子力規制委員会は、27 年末を目処に IAEA の総合規制評価サービス（IRRS）を受け入れ予定。
- 27 年 2 月 16 日から 27 日までの期間には国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）を受け入れており、ミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。今後最終的に示される正式報告書の勧告事項や助言事項に

ついて、必要に応じ関係省庁と協議しつつ精査・検討し、既存の取組の継続的な改善の一環として適切な措置を講じることとしている。

平成 27 年度に講じた主な措置

(国際的な評価の受け入れ)

- 国際原子力機関（IAEA）は、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的なレビューを行う総合規制評価サービス（IRRS）を実施している。平成 28 年 1 月 11 日～22 日に、IRRS ミッションチームが来日し、原子力規制委員会に対しレビューを行った。
- その後、平成 28 年 4 月 23 日（日本時間）、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは本報告書において、原子力法規制の抜本的な見直しに関して「原子力規制委員会は、自然災害対応、重大事故対策、緊急事態に対する準備、及び既存施設へのバックフィットの分野において東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた」ことを良好事例の一つとして挙げた。

平成 28 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

(検査制度の見直し)

- 原子力規制委員会（平成 28 年 4 月 25 日）において、IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘に対し、実効性のある検査を実施できる仕組みとするために、原子炉等規制法を改正する方針を了承した。これを踏まえ 5 月から「検査制度の見直しに関する検討チーム」を開催し、11 月に検査制度の見直しに関して中間取りまとめを行った。原子力規制委員会では、この中間取りまとめ等を踏まえて原子炉等規制法の改正準備を進め、原子炉等規制法改正法案を第 193 回国会に提出した。その後、国会での審議を経て政府案のとおり可決され、4 月 14 日に公布された。同法案では、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っているほか、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。そのほか、規制基準の策定に当たっては、最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨などについても明記している。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

(検査制度の見直し)

- 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」が 4 月に公布、一部施行された。同法では、検査制度を見直し、より高い安全性の確保を目指して、事業者、規制機関双方の取組を強化する観点から安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っているほか、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けるだけでなく、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。規制基準の策定に当たっては、最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨なども明記している（これらの規定は、平成 32 年 4 月までの間に施行の予定）。
- 原子力施設の廃止措置に対する規制整備として、事業等の開始段階から廃止に伴う措置を実施するための方針（廃止措置実施計画）を作成・公表することを義務付けている。また、廃棄物埋設に関する必要な規制を整備した（これらの規定は平成 30 年 10 月 1 日施行予定）。

(検査制度の見直し)

- 平成 29 年 4 月に公布、一部施行された炉規法等改正法では、検査制度を見直し、より高い安全性の確保を目指して、原子力事業者、規制機関双方の取組を強化するため安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っているほか、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けるだけでなく、原子力事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。規制基準の策定に当たっては、最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨なども規定されている（これらの規定は、令和 2 年 4 月までの間に施行の予定）。
- 原子力施設の廃止措置に対する規制整備として、事業等の開始段階から廃止に伴う措置を実施するための方針（廃止措置実施方針）を作成・公表することが義務付けられ、10 月に関係法令が施行されたことを受け、各原子力事業者は、廃止措置実施方針の作成・公表を行い、各原子力事業者の同方針の公表状況は、原子力規制委員会のホームページにおいて掲載している。また、原子力規制委員会は廃棄物埋設に関する必要な規制の整備を進めている。

(検査制度の見直し)

- 令和 2 年度からの新たな検査制度の施行に向けて、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定を行った。また、平成30年10月から開始した試運用について、令和元年10月からは全ての原子力施設において、検査の指摘事項に対する重要度評価や、プラントの総合的な評定等を含め、リスク重視で検査を行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度全体の運用の確認を実施するなど最終的な準備を進め、令和 2 年 4 月 1 日の法施行を受けて、新たな検査制度の本格運用を開始した。

(新たな検査制度の本格運用)

- 新たな検査制度である原子力規制検査については、令和元年度までに実施した試運用を踏まえ令和 2 年 4 月から本運用を開始した。

提言 6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子炉等規制法の改正により、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化。また、原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化。
- 今後も引き続き、原子力事業者における応急対策の整備状況を踏まえ、関係機関による当該対策への支援の在り方について、原子力規制委員会が関係機関等とともに検討を行うことが必要であり、各種訓練等を活用し、訓練結果の検証等を行った上で、原子力災害対策マニュアル等に反映することとしている。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力事業者の緊急時対応能力強化)

- 事業者の緊急時対応能力強化のため、実用発電用原子炉に加えて、核燃料施設等についても原子力事業者防災訓練の評価を開始した。
- 令和元年度訓練実施方針に基づいた事業者の判断能力及び現場対応能力向上のための訓練を引き続き実施した。

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 新規制基準等の策定※に向けて検討チームを設置し、公開の場で有識者の意見を踏まえつつ検討中。
※新規制基準については、平成 25 年 4 月 11 日に原子力規制委員会において取りまとめたパブリックコメントの募集を実施したところであり、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえ、フィルター付きベント設備の設置、移動式電源車の配備、津波に耐える防波堤の設置、耐震・耐津波性能を有する緊急時対策所の設置などの対策を盛り込んだ。また、新規制基準施行から 5 年後に適用する対策として、いわゆる緊急時制御室の設置なども盛り込んだ。今後は、平成 25 年 7 月 18 日までに施行する予定。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 25 年 3 月 25 日に原子力規制庁内に設置された「技術情報検討会」※において、これまで 7 回の会合を実施。国内外のトラブル情報を抽出・分析し、規制への反映の必要性の有無等について確認を実施。
※更田委員を長に、原子力規制庁の幹部、実務担当者等からなる検討会
- 原子力規制委員会委員や職員の IAEA、OECD/NEA 等が開催する国際会議等への出席や、諸外国の原子力規制機関との情報・意見交換を通じ、海外の最新知見を積極的に取り込んでいく。
(25 年 9 月 12 日：日仏原子力規制当局間会合、11 月 4 日：日米二国間委員会会合 等)
- これまでの取組について国際的な評価を受けるべく、27 年末を目途に IAEA の総合的規制評価サービス (IRRS) を、27 年春を目途に、国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) を受け入れるための準備を実施。
- 福島第一原子力発電所における事故に関して、原子力規制委員会は、継続的にその原因を究明するため、25 年 5 月に「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を設置し、これまで 5 回の検討会と 4 回の現地調査を実施。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から検証を進めていく。
- 核物質の防護に関する条約改正が IAEA の会合において採択されて以降、締結手続の加速化を要請されていたことを踏まえ、26 年 2 月、条約の改正及びその国内担保法である放射線発散処罰法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同法は 4 月 16 日に成立。

平成 26 年度に講じた主な措置

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

- 昨年度に引き続き、「技術情報検討会」において、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の検討・整理を行った。これを踏まえて、26 年度には、実用発電炉原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正等、必要な見直しを行った。
- 設置法により改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度が原則化されている中で、規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集、分析等により得られた

最新の科学的及び技術的知見、IAEA 等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて継続的に見直すこととしている。

（原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会）

- 原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会については、原子力規制委員会から、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行うよう指示を受け、26 年度中に原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の合同審査会が 4 回開催され、検討・審議が行われた。各合同審査会の結果については、原子力規制委員会に報告がなされた。
- 本合同審査会の中からは、各国の運転経験を全般的に広く注視していくべきであるという指摘や、検討終了となった案件についても新情報が発見された場合等には再度対応を検討することが重要であるといった指摘があった。このような指摘を踏まえて、原子力規制庁において国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析業務を実施している。

（原子力安全研究の推進）

- 「原子力規制委員会における安全研究について」（25 年 9 月 25 日原子力規制委員会）に基づき、国内外の研究機関と連携した安全研究を実施している。安全研究の成果として、26 年度において、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた「NRA 技術報告」を 3 件公表するとともに、17 件の論文投稿、47 件の学会発表を行った。

（国際会議への参画等）

- 世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見を日本の原子力規制へと反映するため、IAEA、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）等の常設委員会を含む各種会議、原子力の安全に関する条約の会合に参画するとともに、国際原子力規制者会議（INRA）等に参加し、海外の知見の取込みを行った。同時に、原子力規制の取組状況等についての情報発信及び意見交換等を積極的に行った。この他、日米運営委員会（26 年 12 月 8 日、27 年 3 月 9 日開催）や日仏規制当局間会合（26 年 10 月 1 日、2 日開催）、日中韓上級規制者会合（TRM）等、各国との二国間協力の枠組みにおいて海外の原子力規制機関と原子力安全に関する情報・意見交換を行った。
- また、国際機関に対して原子力規制庁職員を派遣するなど海外との連携強化に努めた。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

- 原子力規制委員会は、25 年 5 月に立ち上げた「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」における議論、現地調査等を踏まえ、26 年度第 31 回原子力規制委員会において、国会事故調報告書にて未解明問題とされた事項（1 号機 A 系非常用交流電源系統の機能喪失や 4 号機原子炉建屋の水素爆発等の 7 項目）について中間報告書を取りまとめた。
- 具体的には、1 号機 A 系非常用交流電源系統の機能喪失については、国会事故調の報告書が公表された後に新たに追加されたデータ、現地調査による損傷の有無等の確認等を踏まえ、津波による浸水であると考えられるとの見解を取りまとめている。
- 中間報告書を取りまとめる際には、原子力規制委員会は東京電力（株）から調査結果等について報告を受けており、東京電力（株）が行う今後の調査等において新たな事実が判明した場合には、速やかに公表・報告されることとなっている。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

(新規制基準への適合性審査)

- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、25 年 7 月 10 日及び 12 月 25 日に原子力規制委員会においてそれぞれ了承された「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、26 年度に、実用発電用原子炉については計 113 回、核燃料施設等については計 40 回開催し、審査を実施。
- 川内原子力発電所 1・2 号炉、高浜発電所 3・4 号炉については、設置変更許可申請書に対する審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取及び、科学的・技術的意見の募集を実施。それらの結果を踏まえて審議した結果、両申請に対し、設置変更許可処分を行った。1 号炉については、本年 3 月 18 日に工事計画を認可し、同月 30 日から使用前検査を開始。

平成 27 年度に講じた主な措置

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

- 平成 25 年 7 月及び 12 月に施行された新たな規制基準等について、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしており、平成 27 年度には、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、その設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、必要な見直しを行った。

(原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会)

- 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会から、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行うよう指示を受けて開催されている。平成 27 年度は、合同審査会が 3 回開催され、その結果については原子力規制委員会に報告がなされている。
- 原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性に繋がる異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要があることから、巨大噴火に関連した火山学上の知見や考え方の整理を行うべく、平成 27 年度中に、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」を計 2 回開催した。その後、平成 27 年 8 月 26 日の原子力規制委員会において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」について報告を受け、この提言を踏まえ、平成 27 年 12 月 16 日の原子力規制委員会において、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項として、原子炉施設の火山モニタリング結果の評価を追加する旨の決定をした。
- 平成 28 年 3 月 16 日に、原子力規制委員会は、同年 1 月にレビューを受けた IRRS において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況に対する評価や助言、特に検査制度の改善の基本的方向に対する助言を行うよう原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に指示することを決定した。そして、第 7 回合同審査会において、新たな調査審議事項として「火山モニタリングの評価等」及び「IRRS レビュー対応への評価等」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。また、それに伴い、原子炉安全専門審査会は「原子炉火山部会」の設置を決定した。

(原子力安全研究の推進)

- 原子力規制委員会における安全研究として、「原子力規制委員会における安全研究について—平成 27 年度版—」に基づき、37 件の安全研究プロジェクトを実施した。その成果として、規

制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA 技術報告」として4件公表した。

(国際会議への参画等)

- 国際機関との連携として、国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の常設委員会を含む各種会議に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報・意見交換を行った。
- 諸外国の原子力規制機関との協力として、国際原子力規制者会議（INRA）、日中韓上級規制者会合（TRM）等に参加した。

(東京電力福島第一原発事故の分析)

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、平成26年10月8日の原子力規制委員会において中間報告書を取りまとめた。
- 平成27年度には、国会事故調等の指摘事項以外の検討項目を抽出するため、原子力規制庁において東京電力による調査の進捗状況を確認する等の取組を行った。また、OECD/NEAによる調査研究活動等に参加した。

(IRRS の指摘への対応（再掲）)

- また、平成28年1月11日から22日にかけて IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。
- その後、平成28年4月23日（日本時間）、IAEA は、IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは、本報告書において、「原子力規制委員会が検査の実効性を向上させることが可能となるように、関連法令を改正すること」等、改善のための勧告・助言を行った。
- 原子力規制委員会は、IRRS ミッション報告書の内容を踏まえて、平成28年4月25日の原子力規制委員会において、IRRS において明らかになった課題とこれらの課題への平成28年度の対応方針を取りまとめた。

(新規制基準への適合性審査)

- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、昨年度に引き続き、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、実用発電用原子炉について計132回、核燃料施設等について計55回開催し、新規制基準への適合性審査を実施した。
- 四国電力伊方発電所3号炉について、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を実施。それらの結果を踏まえ、平成27年7月15日の原子力規制委員会において審議し、伊方発電所3号炉に関する設置変更許可を行った。また、川内原子力発電所2号炉、高浜発電所3号炉及び4号炉並びに伊方発電所3号炉について、工事計画の認可を行った。
- また、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査書を作成する際には、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめている。平成27年11月11日には、これまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約1,800ページにわたる「伊方発電所3号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」を公表した。

- 九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所1号炉に関しては平成 27 年9月 10 日に、川内原子力発電所2号炉に関しては平成 27 年 11 月 17 日に、高浜発電所3号炉に関しては平成 28 年2月 26 日に使用前検査合格証を交付した。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

- 原子力規制委員会は、IRRS による「定期的な規制要件及びガイドの見直し」に関する勧告を踏まえ、従来から実施している規制の反映について整理し、情報を収集・整理する範囲とその体制、情報のスクリーニング、規制基準への適用の考え方や、これらの手順等を取りまとめ、原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）で了承を得た。

(原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会)

- 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会等が8回開催され、原子力規制委員会と両審査会会長との意見交換会が1回開催され、原子力規制委員会に結果の報告がなされた。また、原子炉火山部会が1回開催された。

(国際会議への参画等)

- IAEA、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）などの常設委員会を含む各種会議、原子力の安全に関する条約の会合や、国際原子力規制者会議（INRA／5月9日～10日、9月27日）や日中韓上級規制者会合（TRM／11月29日）等に参加するとともに、米仏等の規制機関と対話を行い、海外の知見を取り込んだ。また、西欧原子力規制者会議（WENRA／10月16日）で原子力規制委員会のオブザーバー加盟が了承された。

(原子力安全研究の推進)

- 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究について－平成 27 年度版－」に基づき、9研究分野 35 件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類に新たな知見を反映するとともに、審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた2件の「NRA 技術報告」を公表するとともに、10 件の論文投稿、21 件の学会発表を行った。
- 安全研究の進捗等を踏まえ実施すべき研究分野を見直すこととし、原子力規制委員会（平成 28 年 7 月 6 日）において「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を策定し、平成 29 年度以降を対象に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」を原則として毎年度策定することとした。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

- 事故の原因を究明するための継続的な取組として、これまでに行った東京電力福島第一原子力発電所3号機及び4号機のオペレーティングフロアにおける線源調査の結果を取りまとめ、国際会議での発表等を行った。また、OECD/NEA による調査研究活動等に参加した。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等) (再掲) →提言 5 5) (58 ページ)

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

- 安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

(原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会)

- IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS で明らかになった課題の取組状況について、炉安審・燃安審がフォローアップを実施した。炉安審・燃安審が、平成 29 年度の審議において「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめた。

(国際会議への参画等)

- 原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA 等の国際機関が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣、INRA (5 月 17、18 日、9 月 19 日)、WENRA (4 月 26、27 日、10 月 25、26 日) 等の多国間の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席、その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。
- 平成 29 年は、日本が議長国となり、日中韓上級規制者会合 (TRM/12 月 5、6 日) 第 10 回会合を東京で開催し、山中委員が議長を務めた。
- OECD/NEA/CNRA に新たに設置された安全文化ワーキンググループ (WGSC) の第 1 回会合 (11 月 28 日～30 日) が開催され、当該ワーキンググループの議長に伴委員が選出された。

(原子力安全研究の推進)

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (JAEA) 安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA 及び IAEA 国際共同研究プロジェクトへの参画や国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

- 事故原因を究明するための継続的な取組として、日本原子力学会で福島第一原子力発電所構内における線量分布測定と線量低減について発表等を行った。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等) (再掲) →提言 5 5) (59 ページ)**(原子力規制への最新の技術的知見の反映)**

- 安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策、降下火砕物対策、火災防護、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。
- 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム会合の議論等を踏まえ、兼用キャスクを用いた発電所サイト内での乾式貯蔵に関する基準の合理化のための規則等の改正案を

第 66 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 13 日）において決定した。11 月には気象庁が用いる竜巻の評価指標の変更を踏まえ、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを改正した。

- 原子力規制庁は、新規規制基準の適合性審査から得られた審査官の経験を踏まえ、規制基準等を見直すためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」として取りまとめ、第 10 回原子力規制委員会（平成 30 年 5 月 23 日）において報告するとともに、本プロセスを踏まえた、見直しをすべき規制基準の事項を抽出・報告した。このうち火災防護審査基準に係る事項について、第 47 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 12 日）において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、平成 31 年 2 月 13 日に施行した。
- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討する場である技術情報検討会を 5 回開催した。同検討会において平成 30 年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成 29 年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ボイドによる余熱除去冷却系（RHR）ポンプの機能不全の可能性の件については、具体的な対応を検討するために被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を平成 30 年度に 2 回実施し、被規制者による本件に係る対応計画等の聞き取りを行った。この意見交換を踏まえ、第 20 回原子力規制委員会（平成 30 年 7 月 18 日）において、被規制者が提示した計画どおり実行していることを、今後、同庁の検査グループにおいて確認する等の対応方針について了承を得た。

（原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会）

- 炉安審・燃安審は、原子力規制委員会からの指示を受け、国内外で発生した事故・トラブル等の情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議し、原子力規制委員会への助言を含め結果の報告を行うこととしている。原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等について、炉安審・燃安審に報告（7 月 3 日、11 月 1 日、平成 31 年 3 月 15 日）し、両審査会から助言を受けている。

（放射線審議会）

- 放射線審議会は、放射線障害防止の技術的基準の斉一化に関し、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り入れについて審議を進めるとともに、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を取りまとめた。

（国際会議への参画等）

- 原子力規制委員会は、IAEA や経済協力開発機構/原子力機構（OECD/NEA）等の国際機関が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣、国際原子力規制者会議（INRA／5 月 16、17 日、9 月 18 日）、西欧原子力規制者会議（WENRA／4 月 25、26 日、11 月 7、8 日）等の多国間の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席、その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。
- 日中韓上級規制者会合（TRM／11 月 27 日）第 11 回会合が慶州^{きょんじゅ}（韓国）で開催され、原子力規制委員会の山中委員が出席した。

（原子力安全研究の推進）

- 原子力規制庁は、軽水炉照射材料健全性評価研究等の 14 研究分野 26 件の安全研究プロジェクトを実施したほか、安全研究の成果として 15 件の論文誌への掲載、12 件の国際会議プロシーディングの公表及び 25 件の学会発表を行った。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

- 事故原因を究明するための継続的な取組として、事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加した。日本原子力学会において福島第一原子力発電所原子炉建屋3号機オペレーションフロアや構内における線量分布測定について発表等が行われ、線量分布測定の結果を踏まえた線量低減対策について、特定原子力施設監視・評価検討会（平成31年1月21日）において議論された。

（IRRS 及び IPPAS ミッションからの指摘への対応等）（再掲） →提言5 5）（60 ページ）

- 原子力規制庁は、IRRS ミッション報告書の勧告・提言で示された課題や、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価で示した課題を含め、検査、執行、人材の育成等の31課題を整理した。また、平成29年4月には、これらの課題への対応を含め炉規法等改正法が公布された。同法の段階的な施行に合わせて、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、必要な検討を継続した。
- 炉安審・燃安審においては、IRRS で明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう同委員会より指示されたことを受け、平成30年度においても原子力規制庁から同委員会の取組状況について報告がなされ、審議が行われた。
- 原子力規制委員会は、平成28年のIRRS ミッション報告書の勧告等に対するフォローアップを令和元年の夏以降に受け入れるため、平成29年8月にIAEAに対してIRRS フォローアップミッションの実施を要請し、了承された。同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規則に対する評価も併せて受けられるようIAEAに要請し、4月に了承された。同フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA事務局と調整を行うとともに、IAEA主催の放射性物質の輸送に係るワークショップを受け入れ、対応状況及び自己評価を実施するなどの活動を継続している。
- 平成27年のIPPAS ミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11月26日から約2週間、IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）

- 大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直し等を踏まえ、既許可の原子力発電所の降下火砕物の最大層厚の設定が不適当として、原子力規制委員会は、4月に関西電力に対して大飯発電所3号炉及び4号炉、高浜発電所1～4号炉並びに美浜発電所3号炉の設置変更許可の申請を命じた。9月に関西電力から設置変更許可申請を受け、審査を実施している。
- 津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波については、取水路防潮ゲート開状態では、基準津波として選定する必要があることから、原子力規制委員会は、7月に高浜発電所1～4号炉の設置変更許可申請が必要であることを決定した。9月に関西電力からの設置変更許可申請を受け、審査を実施している。
- 震源を特定せず策定する地震動に関する検討については、原子力規制委員会は、8月に検討チームの検討結果が報告されたことを受け、「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルを規制へ取り入れることを決定した。そして、令和2年3月に、標準応答スペクトルの見直し方法、対象の原子力施設、経過措置期間等の基本的な方針を決定し、設置許可基準規則解釈及び審査ガイド改正案の作成を指示した。

- 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成していない原子炉に対しては使用の停止を求める方針について、10月に原子力規制委員会は、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかである原子炉に対しては、重ねて使用の停止を命じない方針等を了承した。川内原子力発電所1号炉及び2号炉、高浜発電所3号炉及び4号炉のそれぞれについて、九州電力、関西電力から、停止が明らかである文書が提出された。

（国内外の事故・トラブル情報等の規制への反映）

- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理後に、スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討する技術情報検討会を5回開催し、令和元年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。

（原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会）

- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等について、炉安審・燃安審に報告し（7月5日、12月23日）、両審査会から助言を受けた。

（放射線審議会）

- 放射線審議会は、国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告の国内制度等への取り入れの進め方等の課題について審議を行い、「女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度（「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む。）に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」及び「『実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方』に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を取りまとめた。

（国際会議への参画等）

- 原子力規制委員会は、IAEAや経済協力開発機構/原子力機構（OECD/NEA）等が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣、国際原子力規制者会議（INRA/5月21・22日、9月17日）、西欧原子力規制者会議（WENRA/4月10・11日、10月15・16日）等の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。
- 日中韓上級規制者会合（TRM）第12回会合（11月28日）が北京で開催され、原子力規制委員会の伴委員が出席した。

（原子力安全研究の推進）

- 原子力規制庁は、軽水炉照射材料健全性評価や電気・計装設備用高分子材料の長期健全性評価に係る安全研究を始めとした13研究分野24件の安全研究プロジェクトを実施するとともに、報告書の新たな区分として「NRA技術ノート」を新設した。
- 原子力規制庁職員により、2件のNRA技術報告の公表、1件のNRA技術ノートの公表、19件の論文誌への掲載、3件の国際会議プロシーディングの公表及び34件の学会発表を行った。また、安全研究における優れた学術的な成果の創出が評価され、学会から4件の賞を受賞した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

- 事故の原因を究明するための継続的な取組として、令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）において、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、事故分析に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備し、令和2年内を目途に、中間的な報告書を取りまとめることとした。

- 原子力規制庁による 18 回の現場調査で得られた情報等を基に、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において、原子炉格納容器耐圧強化ベントラインを通じた放射性物質等の放出経路などに係る検討を行った。
- 事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等が参画する連絡・調整会議を令和元年度より開催することとし、本年度は 3 回開催し、必要な調整等を行った。

令和 2 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

- 令和 2 年度においては、現場の環境改善や廃炉作業等の進捗等により事故分析に必要な現場調査が可能となったこと等を踏まえ、検討会において計 11 回の現地調査を実施した。さらに、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において以下の検討を行い、令和 3 年 3 月に「東京電力福島第一原子力発電所 事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」を作成した。

中間とりまとめにおける主な記載事項は以下のとおり。

- ・ 2, 3 号機の原子炉格納容器の上部に設置されているシールドプラグの下面の汚染の程度が高いことが判明（安全面、廃炉作業面において重要な意味をもつもの）
- ・ 3 号機の水素爆発が非常に短時間での爆発による単一事象ではなく、多段階の事象が積み重なったものと推定 等

提言 6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 新規制基準の施行に先立ち、稼働中であった大飯 3・4 号機について、新規制基準をどの程度満たしているか確認作業を行い、現状として、直ちに安全上重大な問題が生じるものではないとの評価を取りまとめ。その際、新規制基準を満たしていない部分については適切な対策の必要性を指摘するとともに、敷地周辺の断層の連続を考慮した地震動評価、地下構造の詳細な把握等について、適合性審査時に対応すべき課題があることを指摘。
- 全ての原子炉施設等は例外なく新規制基準に適合する必要がある、これまでに申請のあった 10 か所の原子力発電所、合計 17 基の発電用原子炉について、事業者からの申請を受け、新規制基準への適合性を審査中。
- さらに基準地震動及び基準津波高さが概ね確定し、かつ、他に重大な審査上の問題がない原子力発電所については、今後の審査の模範となるような十分に質の高い審査書案を作成すべく、審査チームの総力を結集して優先的に取り組むこととし、26 年 3 月 13 日に九州電力（株）川内原子力発電所について、申請書の補正と審査書案の作成の準備に入ることを決定。

平成 28 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）（再掲） → 提言 6 3）（70 ページ）

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）（再掲） → 提言 6 3）（71 ページ）

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）（再掲） → 提言 6 3）（71 ページ）

- 安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、HEAF 対策、降下火砕物対策、火災防護、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。
- 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム会合の議論等を踏まえ、兼用キャスクを用いた発電所サイト内での乾式貯蔵に関する基準の合理化のための規則等の改正案を第 66 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 13 日）において決定した。11 月には気象庁が用いる竜巻の評価指標の変更を踏まえ、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを改正した。
- 原子力規制庁は、新規制基準の適合性審査から得られた審査官の経験を踏まえ、規制基準等を見直すためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」として取りまとめ、第 10 回原子力規制委員会（平成 30 年 5 月 23 日）において報告するとともに、本プロセスを踏まえた、見直しをすべき規制基準の事項を抽出・報告した。このうち火災防護審査基準に係る事項について、第 47 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 12 日）において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、平成 31 年 2 月 13 日に施行した。
- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討す

る場である技術情報検討会を5回開催した。同検討会において平成30年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成29年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ボイドによるRHRポンプの機能不全の可能性の件については、具体的な対応を検討するために被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を平成30年度に2回実施し、被規制者による本件に係る対応計画等の聞き取りを行った。この意見交換を踏まえ、第20回原子力規制委員会（平成30年7月18日）において、被規制者が提示した計画どおり実行していることを今後、同庁の検査グループにおいて確認する等の対応方針について了承を得た。

（原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施）

- 原子力規制委員会は、発電用原子炉については、東海第二発電所の設置変更許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可を行った。また、川内原子力発電所1号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画の認可を行った。さらに、核燃料施設等については、JAEAのJRR-3及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可や、同機構の再処理施設の廃止措置計画の認可を行った。

（核セキュリティ対策の強化）

- 平成27年のIPPASミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11月26日から約2週間、IPPASフォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。（再掲）
- 個人の信頼性確認制度については、平成31年3月に、試験研究用等原子炉施設、使用施設等の未実施施設に対しても個人の信頼性確認制度を導入するため、関係規則等を改正した。
- サイバーセキュリティについては、10月に原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を決定し、原子力事業者に提示した。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施）

- 原子力規制委員会は、実用発電用原子炉については、以下の措置を行った。
 - ・ 女川原子力発電所に係る新規規制基準に適合するための設置変更の許可
 - ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の特重施設の設置に係る設置変更の許可
 - ・ 大飯発電所3号炉及び4号炉の特重施設の設置に係る設置変更の許可
 - ・ 申請のあった全ての発電所についての地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る設置変更の許可
 - ・ 申請のあった全ての発電所についての内部溢水による管理区域外への漏えいの防止対策に係る設置変更の許可
 - ・ 大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可
- 原子力規制委員会は、核燃料施設等については、原子力規制庁より以下の報告を受けた。
 - ・ 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉安全性研究炉（NSRR）についての新規規制基準適合性に係る設計及び工事の方法に対する認可（設工認）における消火設備の申請漏れ
 - ・ 試験研究用等原子炉施設の設工認等申請漏れの再発防止策及び試験研究用等原子炉施設の設工認等の審査の合理化について
- 令和元年度第58回原子力規制委員会（令和2年1月19日）において、原子力施設に係る審査全般の改善策について了承した。

(核セキュリティ対策の強化)

- 政府は、平成 26 年度に政府が受け入れた IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるためのフォローアップミッションの報告書を 4 月に受領した。〔再掲〕
- 令和元年 12 月に報告書を公開するとともに、IPPAS フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について、令和元年度第 48 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 16 日）に報告を行った。

【参考】国会への提言について

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 4：電気事業者の監視

東京電力は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 4) 1) ～ 3) の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。